

## 第104回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 第120号議案 神河町副町長の選任の件
- 第121号議案 神河町監査委員の選任の件
- 第122号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第123号議案 神河町交通安全対策基金条例制定の件
- 第124号議案 神河町行政手続に関する押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第125号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第126号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第127号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 第128号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 第129号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」）の指定管理者指定の件
- 第130号議案 神河町公の施設（神崎農村公園「ヨーデルの森」）の指定管理者指定の件
- 第131号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
- 第132号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件
- 第133号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 第134号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 第135号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 第136号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第137号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第138号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第139号議案 令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第140号議案 令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第141号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 第142号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第6号）

### ○議会提出議案

- 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書



神河町告示第163号

第104回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月29日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和3年12月7日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

---

○応招しなかった議員

廣 納 良 幸

---



---

令和3年 第104回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和3年12月7日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

令和3年12月7日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 第120号議案 神河町副町長の選任の件
- 日程第6 第121号議案 神河町監査委員の選任の件
- 日程第7 第122号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第8 第123号議案 神河町交通安全対策基金条例制定の件
- 日程第9 第124号議案 神河町行政手続に関する押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第10 第125号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第126号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第127号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 日程第13 第128号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 日程第14 第129号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」）の指定管理者指定の件
- 日程第15 第130号議案 神河町公の施設（神崎農村公園「ヨーデルの森」）の指定管理者指定の件
- 日程第16 第131号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
- 日程第17 第132号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件
- 日程第18 第133号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 第134号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第19 第135号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 第136号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 第137号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第22 第 138号議案 令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第23 第 139号議案 令和 3 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
日程第24 第 140号議案 令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
日程第25 第 141号議案 令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）  
日程第26 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 仮議長の選任を議長に委任する件  
日程第 4 諸報告  
日程第 5 第 120号議案 神河町副町長の選任の件  
日程第 6 第 121号議案 神河町監査委員の選任の件  
日程第 7 第 122号議案 神河町教育委員会委員の任命の件  
日程第 8 第 123号議案 神河町交通安全対策基金条例制定の件  
日程第 9 第 124号議案 神河町行政手続に関する押印見直し等に伴う関係条例の整備に  
関する条例制定の件  
日程第10 第 125号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第11 第 126号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第12 第 127号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定  
の件  
日程第13 第 128号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件  
日程第14 第 129号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センター「かんざきピノキオ  
館」）の指定管理者指定の件  
日程第15 第 130号議案 神河町公の施設（神崎農村公園「ヨーデルの森」）の指定管理  
者指定の件  
日程第16 第 131号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の  
件  
日程第17 第 132号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件  
日程第18 第 133号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の  
件  
第 134号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件  
日程第19 第 135号議案 令和 3 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）  
日程第20 第 136号議案 令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3 号）  
日程第21 第 137号議案 令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3

号)

- 日程第22 第 138号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第23 第 139号議案 令和3年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第24 第 140号議案 令和3年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第25 第 141号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)  
日程第26 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

---

出席議員(8名)

1番 安部重助	6番 小島義次
2番 三谷克巳	8番 藤森正晴
4番 小寺俊輔	10番 栗原廣哉
5番 吉岡嘉宏	11番 澤田俊一

---

欠席議員(1名)

12番 廣納良幸

---

欠 員(3名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主事 ..... 鶴野雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名宗悟	建設課長 ..... 野崎直規
副町長 ..... 前田義人	地籍課長 ..... 藤田晋作
教育長 ..... 入江多喜夫	上下水道課長 ..... 谷総和人
総務課長 ..... 岡部成幸	健康福祉課長 ..... 桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事 ..... 黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 ..... 保西 瞳
税務課長 ..... 長井千晴	会計管理者兼会計課長 ..... 北川由美
住民生活課長 ..... 平岡民雄	町参事兼病院事務長 春名常洋
住民生活課副課長兼防災特命参事 ..... 井出 博	病院総務課長兼施設課長 ..... 井上 淳一朗
地域振興課長 ..... 前川穂積	教育課長兼給食センター所長 ..... 高橋宏安
ひと・まち・みらい課長 ..... 真弓憲吾	

---

### 副議長挨拶

○副議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。神河町議会副議長の澤田俊一でございます。議長席につきましては、アクリル板を設置し、感染症対策を行っておりますので、マスクを外させていただきます。

廣納良幸議長におかれましては、病气加療中のため今次定例会中について欠席届が提出されております。よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行います。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第104回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、御同慶に堪えません。新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県への緊急事態宣言が9月30日に解除されて以降、ワクチン接種の効果に加え、基本的な感染対策の徹底とリスクの高い行動の回避、医療関係者の御努力により、県内の感染状況は小康状態となっています。しかし、12月1日に新たな変異株、オミクロン株の感染者が国内でも確認され、新型コロナワクチンの3回目接種の前倒しを求める声が高まっています。今後、インフルエンザの流行や年末年始を迎えるに当たり、町執行部におかれましては、引き続き感染再拡大に十分警戒するとともに、感染対策の徹底を町民の皆様に呼びかけていただきますようお願いいたします。また、11月30日の臨時会において可決しました、新型コロナワクチンの3回目接種に向けて、着実な準備を重ねてお願いいたします。

さて、今次定例会に町長から提出されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、人事案件、条例制定並びに一部改正、公の施設の指定管理者指定、各会計補正予算など計22件であります。また、町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行うこととなっています。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、町民の負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結果が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第104回神河町議会定例会開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

師走に入り、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。議員各位には、御健勝にて御活躍されておりますことお喜び申し上げます。

さて、国内の新型コロナ感染拡大が一気に減少し、またワクチンの開発により、神河町においては88%の方が2回目接種を終えられ、第3回目のワクチン接種は2回目接



種から8か月経過後として、高齢者については来年2月からの接種開始に向け準備を進めています。

そんな中、ようやく経済の回復が一步一步進みつつある一方で、世界では逆に感染者の拡大傾向にあります。また、新変異株、オミクロン株による感染拡大が世界各国で発生しており、国内でも確認されたことから、今後注視していかなければなりません。兵庫県での感染対策についての規制は解除となりましたが、これから年末年始を迎え、引き続きのマスク、手指消毒、検温、うがい、加えてソーシャルディスタンスなど、しっかりと感染対策のルールを守ることが大切です。また、国においては、衆議院議員総選挙での公約を踏まえながら、所得制限を加えた18歳以下の子供への支援として一人一律5万円の先行給付と、春までに子育て関連に使える5万円相当のクーポン支給などを閣議決定。神河町は、先般開催の第103回神河町議会臨時会で上程し、可決いただき、現在実施に向けて作業を進めているところです。

11月は、越知川名水イベントや自主防災訓練などは昨年引き続き中止となりましたが、中学校、小学校の修学旅行、消防団新入団員・幹部訓練、トライやる・ウィークなどが実施され、また、「銀の馬車道・鉱石の道」サイクルトレインのほか、道の駅「銀の場車道・神河」の収穫祭、福本藩陣屋跡庭園のライトアップ、生野から長谷にかけての紅葉・健康ウォーキングやゆず・自然薯まつりなど地域行事もにぎわいを取り戻しつつあります。そのほか、2年ぶりに開催されました姫路食博2021に峰山高原アイスが出店し、話題のコオロギジェラートなど長蛇の列となり、大盛況となりました。12月は4日から10日までは人権週間、4日には人権・青少年健全育成大会が開催。そして11日には、5年目となります峰山スキー場の安全祈願祭、19日がシーズンオープンとなります。各コースの緑化と人工降雪機の増設でさらににぎわいを期待するところでもあります。

さて、本日は、第104回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますこと、厚く御礼申し上げます。今定例会におきましては、人事案件3件、条例及び改正4件、公共施設の指定管理者指定の件8件、令和3年度各会計補正予算7件の計22件を提案させていただきます。慎重審議により御承認可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議会開会に際しまして、このたび神河町長就任に当たり、一言私の所信を述べさせていただきます。

11月21日に執行されました神河町長選挙におきましては、神河町内外問わず多くの皆様方の温かい御支援を賜り、4期目の町政を担わせていただくことができましたこと、心から御礼と感謝を申し上げます。この間、「ほんまにひとつの神河町」「住むならやっぱり神河町」「交流から定住」「交流から関係そして定住」「大好き！私たちの町 かみかわ」をキャッチフレーズに、兵庫県最少人口の町ですが、「ハートの町、兵庫県のまんなかでキラリと光る町」を目指し、皆様と共に全力でまちづくりに取り組ん

でまいりました。まだまだ解決すべき課題は山積してはおりますが、神河町は確実に存在感を示してきました。これもひとえにチーム神河・役場職員はもとより、神河町議会をはじめ神河町民の皆様方の絶大なる御支援のたまものと心から感謝いたします。

特にこれまでの4年間は、人口減少対策、若者定住・子育て・空き家活用をはじめとした地域創生事業。スキー場、道の駅「銀の馬車道・神河」、病院北館改築、防災無線システム整備等のハード事業。学校跡地活用では、旧越知谷小学校は未来型総合農業研究センター、旧地域交流センターは外国人技能実習生の受入れ・研究施設、旧大山小学校は解体と公園整備が完了、旧川上小学校は食用コオロギ養殖・食品加工ベンチャー企業を誘致。旧粟賀小学校は公園・図書館機能を備えた複合施設整備を来年度から町が直営で整備する予定です。

企業誘致については、福本地内、きのこ菌床の製造・販売事業、中村地内の物流倉庫、栗地内旧ユタックスの跡地に野菜加工販売会社が進出、山田地内では株式会社アグリーノベーション神河によるニンジンジュース加工施設の建設計画が進んでいます。

そして、全ての人々が幸せになるために、恒久平和のまち宣言、部落差別の解消の推進に関する条例制定、脱炭素社会を目指すクールチョイスなまち宣言など、世界的な取組として注目されているSDGsの視点を踏まえたまちづくりの理念とも言える取組の4年間でありました。

しかし、行政懇談会での切実な要望として、野生動物による山林、農作物の被害、治水保水機能低下による土砂・豪雨災害防止対策などなど、これからの4年間、地域創生と直面する課題解決目標をしっかりと定め、3期12年の貴重な経験と実績を通じ、培われていただいた政治力を生かし、みんなが元気になる、「大好き！私たちの町 かみかわ」を指し、全力で取り組む4年間にしてまいります。選挙で訴えさせていただいた24の選挙公約、とりわけコロナ禍からの町内経済回復や命を守る安全安心対策、交通弱者移動確保対策、農地・山林再生・野生動物対策強化、教育・福祉の増進をはじめ、脱炭素社会等のSDGsに対応した事業推進を強化するためにも、2050神河長期ビジョンの策定にも取り組んでまいります。

次に、これからの4年間の具体策についてでございます。

大きくは3つございます。1つは、引き続きの地域創生事業の推進にあります。2つ目は安全安心の防災対策、喫緊の解決課題として取り組んでまいります。具体的には、兵庫県と共同で河川内の土砂・流木の撤去、一步踏み込んだ獣害対策であります。そして、3つ目が、地域創生は地域の資源の掘り起こしと磨きをかけて活用することにあります。それは、SDGs・クールチョイスな町・カーボンニュートラル2050と連動させて、神河町の87%を占める山林と農地の活用、林業の再生と農業の再生、長期スパンで30年、50年後の青写真を描くことであり、2050年神河将来ビジョンは必要不可欠です。そして、山の再生に向けた町内木材活用するための乾燥施設やバイオマス発電による再生可能エネルギー開発へのチャレンジであります。山の再生、農業の再

生。言うのは簡単ですが実現させるには、我々行政が、そして町民の皆様が一つの覚悟をすることからでしか始まらないと言えます。

次に、政策課題として、6項目あります。1つ目はコロナ後の新たな生活様式・町内経済元気回復。2つ目として、命を守る避難行動計画、道路・橋梁点検、河川立木・土砂の取り除き。3つ目として、交通弱者移動確保新たなシステムの構築。4点目として、農地・山林再生への投資、野生動物対策の支援。5つ目として、未来を担う神河っ子・若者・起業支援の継続。6つ目として、公立神崎総合病院を核とした医療・健康・福祉の増進であります。この政策課題を推進するため3つの柱、そしてこの中に24の公約をうたっております。

1つ目の柱、安心・安全がさらに広がるネットワークづくりであります。6項目ございます。1つ目は、コロナワクチン接種の完了、町内経済元気回復循環策。2つ目として、豪雨災害を未然に防ぐ道路・橋梁点検、河川立木・土砂の取り除きと自らの命を守る避難行動計画、地域防災計画であります。3つ目として、犯罪防止のための防犯カメラの設置。4点目として、ニガ竹残土砂等処分地清算と新処分地の確保。5点目として、高齢者等交通弱者対策デマンド制度・新たな交通システム。6点目として、大学連携、神崎総合病院を核とした医療・健康・福祉政策。

次に、2つ目の柱として、住んでよかったと思えるまち・人づくりであります。具体的には7項目ございます。1つ目は、越知川名水・銀の馬車道・高原の3つのエリア中心に交流から関係そして定住の強化。2点目として、まちづくり基金の活用。自治活動支援としての地域自治協議会の設置であります。3つ目として、旧栗賀小学校跡地活用事業の実施であります。先ほど申しましたが、町が公園、図書館機能とコミュニティスペースを建設整備することといたします。4点目として、若者世帯家賃補助制度、若者世帯住宅取得補助制度の継続。5つ目として、若者起業・創業、移住・定住支援の継続。6点目として、世界に羽ばたく神河っ子の健やかな成長と教育環境整備の推進。7点目として、県下トップレベルの乳幼児医療無償制度ほか子育て支援制度の継続であります。

3つ目の柱として、未来に希望が持てるまちづくりであります。11項目ございます。1点目は、第二期地域創生事業の推進強化。2点目、2050神河将来ビジョンの策定。3点目、先人の取組から次世代への継承・発展のための町史編さん。4点目、獣害対策、野生動物とのすみ分けと農地・山林の再生。5点目として、山間部における情報発信の対策強化。6点目として、豊かな自然を背景とした企業誘致の推進。7点目、兵庫県が進める兵庫情報スーパーハイウェイの活用で、在宅ワーク・若者への起業支援であります。8点目として、広域行政の推進。具体的には、新クリーンセンター、水道事業の広域化による料金軽減化、中播消防署建て替えの具体化、公立神崎総合病院と新播磨医療センターとの連携・医師の充実。給食センター共同調理の検討であります。9点目、老朽空き家対策、空き家利活用であります。10点目、日本遺産「銀の馬車道 鉾石の道」をはじめとした兵庫五国の特性を生かした地域づくりと、東西南北交流拡大で新た

な人流の創出であります。宍粟市への坂の辻トンネル、森林基幹道三国岳線の開通、新田・黒川線舗装改良の具体化等であります。11点目、全ての人が幸せになるSDGsの取組推進であります。

人口減少に歯止めをかけることは困難ではありますが、重要なのは神河町人口ビジョンでの2060年6,000人を切る神河町になっても、持続可能な神河をどのように創造するかであります。特にこれからの4年間は、さらに加速化する人口減少・地域創生と直面する取組が欠かせません。町民の皆様の出番と役割発揮による地域力向上が不可欠でございます。まちづくりは人づくりです。そのための地域自治協議会は令和6年度で行政7ブロックでの立ち上げを目指して、区長様との協議を進めています。各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる仕組みとして行政が主導し、地域・住民の皆様と一緒に課題解決・元気づくりに取り組んでまいります。

みんなが元気になる、「大好き！私たちの町 かみかわ」を目指し、初心を忘れず、これまで以上に研さんを積み、全身全霊力いっぱい取り組んでまいりたい決意であります。神河町のまちづくりに引き続きの御支援・御協力を心からお願い申し上げます、私の4期目に向けての所信とさせていただきます。

---

#### 午前9時21分開会

○副議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しますので、第104回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

廣納良幸議長から、本日、欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。また、町行政のIT化の推進により、11月30日開催の臨時会から議場へのタブレットの持込みを許可いたしておりますので申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（澤田 俊一君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長から指名いたします。

6番、小島義次議員、8番、藤森正晴議員、以上、2名を指名します。

---

○副議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。

去る12月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決

定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月22日までの16日間と決しております。

町長から提出されます議案は、人事案件3件、条例の制定2件、条例の一部改正2件、指定管理者指定の件8件、補正予算7件の計22件です。

議会からの提出議案は、22日の最終日に意見書1件を提出する予定であります。

今期定例会は、廣納議長欠席のため、副議長が議長の職務を行われます。副議長がやむを得ない事情により欠席された場合の対応として、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とすることに決しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、第120号議案から第122号議案については同意、第123号議案から第134号議案については表決を、第135号議案は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとし、第139号議案、企業会計補正予算は表決を、一般会計との関連がある第136号議案から第138号議案、第140号議案、第141号議案の特別会計補正予算は、第3日目の最終日採決をお願いすることとしております。

神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を第1日目に、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を22日の最終日に行うこととしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを11月26日の午後3時とし、通告があった3人の議員により、本会議第2日目の16日9時30分から行います。22日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書3件、陳情に類するもの1件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定によりその写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、副議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○副議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○副議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日

から12月22日までの16日間と決定しました。

---

### 日程第3 仮議長の選任を議長に委任する件

○副議長（澤田 俊一君） 日程第3、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。  
まず、この件について説明をいたします。

今期定例会は、議長が欠席されますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を行います。この状況で議長の職務を行っている副議長の私が、同様に急病など事故があるときに該当する事態になった場合は、議長の職務を行う者が不在となります。この事態に対応するために、地方自治法第106条第3項で、議会は仮議長の選任を議長に委任することができるかと規定されています。なお、ここでの議長とは、議長の職務を行う副議長も含まれると解されています。

ここで、今期定例会の議会運営を滞りなく行うため、この規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、私から仮議長を指名させていただきます。

今期会期中における仮議長として、安部重助議員を指名しますので、よろしく願います。

安部重助議員、登壇願います。

○議員（1番 安部 重助君） ただいま議長から指名いただきました安部重助でございます。仮議長の職務に当たる際には、町長及び議員の皆様と共に議会運営が円滑に進むよう全力を尽くしますので、よろしく願います。

---

### 日程第4 諸報告

○副議長（澤田 俊一君） 日程第4、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。閉会中の主な事柄につきましては、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、三谷克巳委員長、願います。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 総務文教常任委員長の三谷でございます。感染予防対策を施してありますので、マスクを外して報告をさせていただきます。

それでは、閉会中におきますところの総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を11月8日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について

て報告をいたします。

最初に、教育委員会ですが、病児・病後児保育施設の9月末現在の利用登録者数は、神崎郡3町で94名、うち38名が神河町となっております。また、利用実績は22名でございました。

次に、GIGAスクールにおけるタブレットを利用した授業の取組でございますが、11月5日から全小学校・中学校の児童生徒がタブレット端末を自宅に持ち帰り、家庭学習に利用する取組を進めています。なお、家庭でネットに接続できない家庭には、Wi-Fiルーターの貸出しをしています。

次に、ワールドマスタースゲームズ2021関西は、新型コロナの影響により、令和4年5月に延期されましたが、10月の国内組織委員会理事会で令和8年5月に再延期する方針が示され、国際マスタースゲームズ協会です承されております。なお、11月7日に太田ダム公園周辺でプレ大会が開催され、137名の参加がありました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきますところの、令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施結果の報告を受けています。報告内容は、別冊の「神河の教育」施策外部評価並びに神河町の教育実施報告と点検評価表でございまして、外部評価委員の名簿、また評価項目、評価の観点・ポイント、内部と外部の評価点、総合所見として意見・改善点がまとめられておりますので、後ほど御覧ください。なお、この結果報告は町のホームページにも掲載され、公表がされます。

次に、認定こども園の取組状況についての質疑がございまして、これに対して、寺前保育所と神崎保育園との意見交換の中では、認定こども園の整備費の補助制度がなくなったことや保育士の確保ができないことが、こども園化に向けての課題になっているとのことでございます。また、神河町内には、0歳から3歳までの子供の保護者が就労していなくても、すなわち保育する保護者等がいる場合、この場合に受け入れてもらえる施設が町内にはないので、0歳から3歳までの全ての子供の子育てサービスについての質疑がございまして、これに対して保育所、保育園の認定こども園の移行、また幼稚園の受入れ体制等も含めて、今後の神河町の幼児教育の在り方をしっかり考えていきたいとの回答でございました。

次に、来年の神河マラソン大会を中止していますが、中止を判断された要因についての質疑に対しまして、タイムを計る機材等の発注時期の関係で開催可否の判断を9月上旬にしなければならず、その段階では安全を確保した大会の開催は難しいということで中止の判断をしたとの回答でございました。国でも判断基準等を見直されているので、どのようにしたら大会・行事等が開催できるかを考えてもらいたいとの要望をしています。

次に、公民館の県民芸術劇場一般公演ですが、9月26日に「狂言」を公演し、143名の鑑賞者がありました。また、1月15日には神崎公民館で交流プラン子どもミニ

コンサート、16日にはグリーンデルホールでカルテット・アマービレ、弦楽四重奏とピアノの演奏でございますが、これらの公演を予定されています。

続いて、給食センターでございますが、学校給食における食育の推進策の地場産野菜の使用率は22.3%となっています。また、給食への異物混入ですが、9月末までに7件発生しており、混入先は給食センターが3件、神崎フードが2件、不明が2件となっております。給食センターでの3件のうち2件は、ビニール手袋の切れ端が混入していましたので、厚手のビニール手袋に替える対策を講じております。なお、異物混入の件数ですが、一昨年の令和元年度が20件、昨年度が17件、今年度が7件と、件数は減ってきております。

次に、給食費の滞納状況ですが、9月末の繰越滞納額は、5世帯で35万1,736円となっております。

続いて、税務課に移ります。納税者のニーズの高まり、また新型コロナウイルス感染症予防を含めた住民サービスの向上の観点から、令和4年度にスマートフォン決済による納付方法を導入することで準備を進めています。なお、このスマートフォン決済は、税だけでなく上下水道使用料も納付できるよう、同時に進めているとのことになりました。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る税等の徴収猶予でございますが、町税全体で2,441万6,800円の申請がございまして、10月20日までに1,613万8,000円が納付されており、残り346万1,000円は年度内に納付される予定とのことでございます。また、新型コロナの影響による国民健康保険税と介護保険料の減免状況ですが、令和2年度は、国民健康保険税が12件の180万4,942円、介護保険料が5件の26万1,970円。3年度は国民健康保険税が3件の47万8,100円、介護保険料が1件の6万3,720円となっております。

続いて、会計課でございます。9月末の現金等保管総額は54億6,467万4,272円となっております。また、9月末現在では、一時借入金はなく、反対に一時預貯金は8億円となっております。例年、12月以降は資金不足を生じて借入れをしていましたが、本年は資金不足を生じない見込みとのことになりました。

続いて、地方自治法施行令に基づきますところの指定金融機関等の公金の収納、支払い事務、公金の預金状況の検査を2月に実施する予定とのことでございます。

最後に、総務課でございます。10月に行財政改革推進委員会が開催され、会長に黒田克己氏、副会長に内藤春夫氏をそれぞれ選出されております。この委員会で令和5年度から10年度までの第3次行財政改革大綱を策定される予定となっております。

次に、平成28年に神河町公共施設等総合管理計画を策定していますが、施設ごとの修繕や更新・長寿命化改修などを計画的に行うための公共施設等個別施設計画を令和4年度に策定する予定とのことでございます。また、令和20年度までの普通会計収支見直し、お手元の一般財源ベースの財政シミュレーションになりますが、これの配付を受



けております。

次に、大規模災害発生時用の役場の非常用発電機の更新を進めておりますが、これに併せて庁舎1階が浸水した場合でも、役場業務が継続して行えるよう電源、コンピューターケーブルの配線などの調査、検討をしております。

次に、土砂災害相互情報通報システムでございますが、河川映像と河川水位グラフを同一画面で放送するためのシステムを構築しております。このことによって、ケーブルテレビで避難情報や河川画像、それから水位グラフ等を見ることができるようになっております。

次に、廃校跡地の整備活用事業でございますが、旧越知谷小学校・幼稚園、また旧地域交流センター、旧川上小学校の跡地活用は、民間事業者がそれぞれ事業を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により事業進捗が遅れているとのことでございます。

次に、会計年度任用職員の給料表ですが、10月1日より最低賃金が兵庫県は928円になったことにより、1級1号給が最低賃金に抵触するので、高卒の場合の初任給を1級2号給とし、在職の会計年度任用職員の号給を1号給ずつ引き上げております。

次に、地域自治協議会ですが、その設立に向けて、8月の区長会で概要を説明し、10月にはブロック別に説明会を開催し、意見交換を行っております。また、区から要望があれば、区の役員会や住民対象の説明会も行うとのことでございます。地域自治協議会の内容については、配付されております地域自治協議会資料1と地域自治協議会資料の2のとおりでございます。この地域自治協議会の詳細内容についての質疑が多くありました。これらの質疑・意見の内容につきましては、また、それに対する回答は、報告書に記載しているとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。なお、地域自治協議会の設立の目的、効果をしっかり説明してもらい、全ての人の共通認識の下に地域づくりが進められていくように要望をしております。

以上、大まかな説明、報告とさせていただきますが、これ以外の事項や質疑応答の内容は、お手元の報告書にまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

これで、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。それでは、11月5日に行われました民生福祉常任委員会の委員長報告をさせていただきます。所管は、公立神崎総合病院、健康福祉課、住民生活課、上下水道課の4課でございます。

それでは、1ページめくっていただいて、まず、公立神崎総合病院でございます。

主な質疑応答ということで、1つ目の質問、高額な機器であるMRIやCTを十分に活用されているか。患者としても検査結果により自分の状態が把握できるので、検査に活用されると安心できると思うがどうかという質問に対し、答え、他院と比較すると、技師1人当たりの検査件数は少ない。しかし、医療の中で必要な検査をしている。今後、

開業医からの依頼で検査だけできる共同利用という体制が取れないかを模索する。このことにより、公立神崎総合病院には高精度な機器が整備されているというPRにならないかなというふうに考えているという答えでございました。

次の質問、クエスチョン、令和元年度の県内の公立病院の給与費の比較表で、加東市民病院（病床数139）が公立神崎総合病院（病床数140）と同規模である。医師数は加東市が14人で神河町が20人、看護師数は80人に対し92人、医療技術員は24人に対し53人。ほぼ同じ病床数なのに、なぜこんなにも差があるのか。神崎病院のほうスタッフが人数が加東市民病院に比べてかなり多いという、こういう趣旨の質問でございます。答えとして、病院の職員数は多いが、直営か委託かという違いがある。例えば、給食業務、医事課業務を加東市民病院は委託をしているが、こちらはしていないという違いがある。公立神崎総合病院は全て直営である。この辺りの違いも含めて調査をするという答えでございました。

次に、健康福祉課。

主な質疑応答としまして、クエスチョン、インフルエンザワクチンの自己負担金の1,500円が免除されたのは65歳以上の方と中学3年生以下の方であるが、高校1年から64歳までの方に対する補助の有無はどうなっているのでしょうかという質問に、アンサー、答え、今回、コロナ臨時交付金で集団感染、学級閉鎖や学年閉鎖が起こらないように高校受験を控える中学3年生までの方、またインフルエンザ、コロナにかかると重症化しやすい高齢者を対象に無料化としました。また、60歳から65歳の身体障害者手帳1級保持者、40歳から59歳の身体障害者手帳保持者と生活保護受給世帯の方も無料としています。全町民無料が理想であるが、財政的に難しいという答えでありました。

次、3ページ、総務課所管とも重なる質問ではありますが、簡単に。クエスチョン、生活支援協議体と地域自治協議会の違いとは。アンサー、地域自治協議会という大きなくりがあって、その中に生活支援協議体、福祉、スポーツクラブ、農業振興、その他の部会があるというものでありますという答えでした。

クエスチョン、限界集落など住民の少ない集落で生活支援協議体をつくるのは難しいと思うが、その対応は。アンサー、生活支援協議体の形態には、町全体の第1層、ブロックごとの第2層、各集落単位の第3層と3タイプがあり、人口規模や地域性を考慮し、いずれかのタイプでつくっていただければいいと思っている。生活支援協議体ができなくても、地域自治協議会の中で、地域の困り事を解決する話合いの場をつくっていただければよい。生活支援協議体も地域自治協議会も地域からの手挙げ方式が基本で、行政が無理やり制度化してやってくださいというふうには考えていません。あくまで、区同士、行政も一緒に協力しながら進めていきたいという答えでございました。

次に、住民生活課。

主な質疑応答、クエスチョン、防災の取組で高輝度LEDバルーン非常用照明5基と、停電用非常用照明（LEDランタン）12台が納品済みであるが、災害時の電源の確保

はどのように考えておられるか。アンサー、高輝度LEDバルーン非常用照明は、大きく白く光る照明で、避難所、あるいは体育館が停電になったときに発電機で電源を取る。停電用非常用照明LEDランタンは、手元周辺を照らすもので、男女トイレにそれぞれ1台ずつ設置する。電源は乾電池である。

クエスチョン、防犯対策として、特殊詐欺被害対策グッズの簡易型自動録音機、通称名「録音チュー」が1,400個購入されているが、全世帯4,000戸分を購入しなかったのはなぜか。アンサー、当初、配付先は738世帯とした。これは、健康福祉課の協力で、特殊詐欺の対象となりそうな高齢者世帯、独り暮らし世帯等を抽出した。対象は、65歳以上だけの世帯の中で、さらに75歳以上の方が同居されている世帯とした。民生委員に御協力をいただき配付し、安否確認と健康確認もしていただく。また、同居している方が75歳以下の方であっても、特殊詐欺被害対策が必要と判断される世帯にも配付していただく。1,400個を購入し、先行配付した738世帯の検証を行い、今後、全世帯配付も含め考えたいということでした。

次に、企業♡神河町クールチョイスdeお見合いプロポーザルについて、地球温暖化対策に関する企業提案を受けられ、6社中4社の提案を採択されているが、その内容はどんなものでしょうかという質問。アンサー、答え、1つ目は、クールチョイスな町訪問というバスツアーを企画し、キンキサインでお茶の葉の再利用等を見学してもらうもの。2つ目は、カーボンゼロへのロードマップの作成、これが2社ありました。3つ目は、町内の小・中学生からクールチョイス、SDGsの観点での絵を募集し、コミュニティバスにラッピングをするという提案を採択しました。今後、この提案の事業実現に向けて、関係課と調整をしていくということでした。

クエスチョン、大阪湾広域臨海環境整備センター建設費の負担金について、令和3年度も110万円を払うのか、また、いつまで払い続けるのかという問いでございます。アンサー、答え、2期計画中は負担金を払う必要がある。負担金が年間110万円と高額なのは、一般企業分の産業廃棄物処理の容量枠が余っていることにより、自治体の一般廃棄物の容量枠を増やし、再度負担金を割り直したためで、令和5年度まで年間110万円の負担になる。その後は、共通経費、処理場の最低限の運用経費であります。共通経費として年間24万円程度の負担になる。令和14年度で2期計画は終了予定ですが、延長もあり得る。2期計画終了後に負担金が精算され、還付される見込みであります。3期計画には参画はしないという答えでした。

最後に、5ページ、上下水道課です。

最初に、上下水道課長から、10月3日に起きた和歌山市の水管橋落橋事故を受け、町の課員全員で水管橋の点検を町内見て回った結果、落橋のおそれのある水管橋はありませんでしたという報告を受けました。

主な質疑応答として、クエスチョン、平成29年度、平成30年度から見て、漏水の件数はどのような傾向にあるか。アンサー、答え、本管、給水管ともに平成29年度は

極端に増えたが、平成30年度から毎年、本管の大きな更新工事を行っているので、本管の漏水は確実に減ってきている。

クエスチョン、神河町では、石綿管は使っていないという認識だったが、資料を見ると、まだ20メートル程度使われているがどうなんだという質問。答え、石綿、石綿（いしわた）ですね、石綿の中の鑄鉄管のことで、更新の頻度のランクも低く、健康に被害が及ぶものではございませんという答えでございました。

以上で、民生福祉常任委員会の開催結果について報告を終わります。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、栗原廣哉委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。産業建設委員長の栗原です。

それでは、閉会中に実施しました継続調査事件についての調査を、令和3年11月2日と令和3年11月30日に神河町役場第3会議室において実施しましたので、まず、11月2日の調査の主立ったものを報告していきます。

建設課。

町道水走り中河原線の現状と完成見込みについて、株式会社野村土木が受注した第3工区工事は6月末で工事完了し、寺前地区の工事は完了した。県道加美穴栗線との交差点から町道寺前停車場線交差点までの工事を9月1日に入札を執行し、松本工業株式会社が落札されました。

令和3年度事業については、5年前に点検を行いました45橋の再点検業務を兵庫県まちづくり技術センターへ一括発注し、工事につきましては、水ノ谷トンネル（大川原地内）補修工事と橋梁4橋、石枕橋（根宇野区）、貝野橋（貝野区）、祇園南橋（上小田区）、寺ノ元橋（川上区）を、現在、設計積算中であります。また、本年度、民有林林道事業で林道石穴線1号橋（淵区）、林道奥山支線1号橋（新田区）の2橋の補修工事を9月15日に入札執行し、2橋一括で株式会社藤原組が落札されました。

この件について、次の質疑応答がありました。

石穴橋の長さ、新しく架け替える場合の費用は、石穴橋の長さは5.1メートル。橋を架け替えた場合の費用は、1,000万くらいである。

クエスチョン、再度の点検というのは、どのような点検なのか。アンサー、補修工事を行う際に、補修工事の設計業務、設計書作成業務を委託する。そのときに、委託業者に現場で断面修正が点検内容と合致しているか確認していただき、設計の精度を上げるものである。

クエスチョン、町民はさまざまな工事について非常に反発しておられるので、工事のチェック、監督をしっかりすることが大切であり、以前のことを言うよりも、今現在、しっかりやっていくという心構えが必要ではないかと考えるが。アンサー、現在、建設課で施工している工事は、定期的に監督員として現場に行きチェックをしている。業者からも工事の進捗を定期的に報告していただいている。監督員が判断しかねる場合は、上

司（課長、課長補佐）の指示を仰ぐように指示している。

次に、地方創生道整備推進交付金事業について、次の質疑応答がありました。

クエスチョン、町道の整備も必要ということで、具体的な路線名も出てきているが、第3期交付金事業に向けて3か月たっているが、進捗状況は。また、第3期交付金事業計画作成の期限は。アンサー、3期の地方創生道整備推進交付金事業で町が施工する町道改良工事は、町道野村沢線と町道流田線（野村地内）の拡幅工事、ニガ竹処分場との絡みで鍛冶区及び大河区との覚書の中にある鍛冶区南部の道路の拡幅工事を計画している。この計画については、10月末に県経由で国へ提出している。計画が承認されるのは、今年末ぐらいの予定であると聞いている。

次に、地籍課について。

地籍業務については、計画どおり順調に進捗しています。

この件について、次の質疑応答がありました。

クエスチョン、事業の見直しで、それぞれ計画年度が変更になったと思うが、この見直しによってかなり町単独部分が増えそうである。町の一般財源はどれくらい増えたのか。アンサー、町営事業で地籍調査を実施すると、事業費の2分の1は国、4分の1は県から補助が出る。残りの4分の1を町が負担するが、そのうち80%が特別交付税算入されるので、町が負担するのは事業費の5%である。令和3年度は157万円、令和4年度は382万2,000円が町の負担となる。

次に、地域振興課です。

次の質疑応答がありました。

クエスチョン、今、若い方も含めて、林業従業者が非常に少なく、かなり成り手不足で難しいと思うが、事業者に御理解いただいて、外国人等も活用しながら事業に挑戦していくという形も考えられると思うが、いかがか。これに対する回答。外国人の活用は、森林組合では以前からブラジルの方が来られて、1班4名ぐらいで施業されている。かなり以前からおられるが、今後もニーズがあれば活用されていくと思う。また、近年、宍粟市にある森林大学校から1名ないし2名の採用がされており、今後も採用される予定と聞いている。即戦力で、非常に有益だと聞いている。

クエスチョン、ゆず太くんの製造撤退の話だが、町が代わりにやるのか、JAに補助金を払ってやるのか、7月16日の会議以降決まっていないということであったが、それ以降の状況は。アンサー、まだ確定ではないが、現在、株式会社神崎フードがユズの加工事業を継続できないか検討している状況である。活用できそうな補助金もあると聞いており、今、株式会社神崎フード内部で検討を進めている状況である。

クエスチョン、今、町内で、団体も含めて、生産農家がどれだけあるか。また、株式会社神崎フードと何ロット分のゆずジュースを作ろうとされているのか分からないが、今、計画をされているロット数に必要なユズが、町内のユズ生産農家で供給できるか試算されているのか。アンサー、現在、ユズ生産組合の25名のほかに、13名程度の生

産者がおられる。今年は裏年で、大体40トンぐらいの生産量がある。ジュースに使う量は果汁を搾ったもので、今までキンキサイン株式会社に発注してゆず太くんを作る果汁が、今在庫として非常に多く余っている状況なので、生産量としては、毎年ジュース等を作るには必要十分な生産量になる。

クエスチョン、推奨品、特産品としてユズを勧めるならば、しっかり取り組んでほしい。ユズに限らず、神河町の農産物について推奨なり特産品とするならば、大きな展望の中で1つの方針を持って対応してもらいたい。アンサー、全ての生産物、農産物に関して、今後、対応、対策をしていく必要がある。そういう視点で取り組んでいく。

次に、ひと・まち・みらい課です。

クエスチョン、今までいろいろな給付金をもらっておられるが、当然収入に入ってくるので、来年度以降、税金の問題が出てくると思う。要望に対する交付金についてもそれぞれの事業者の収入になるのかという話と、消費税の関係、補助金、交付金の取扱いに困るので、その辺も含めて要綱を整備しておいてほしい。アンサー、今回支給する支援金については、税金の対象になる。消費税の部分について分からない部分もあるが、税金の対象になるということで指導をさせていただきたい。

クエスチョン、粟賀小学校の跡地について、当初は民間業者を募集して、3社の応募があったが、最終的には3社とも不合格という結果が出ている。この要因は。アンサー、7月16日に、3社から応募があり、内容を精査したところ、公共施設の条件として、公園整備と図書室機能を持ったコミュニティ施設となっており、公園なり図書室機能付きの施設についての整備費と20年間の運営費については町が負担するとしていた。それらの経費が想定した以上に高額であり、事業者の提案する事業が地域のにぎわいにつながるかどうかを考えたときに、少し疑問があるということ。いずれも庁舎内で審査会を設置し採点をしたところ、合格点に至らず、3社とも不合格となった。

予算的にはどれぐらいか。今のところ、5億から6億で考えている。

今の段階で決まっているのは、町直営で建設することと、予算は5億か6億ぐらいということで、その他の部分についてはまだ白紙状態ということか。アンサー、具体的な数値は、庁舎内の総意がまだ決まっていないので、ある程度決まってから公表になろうと思っている。

クエスチョン、今後のスケジュールは。アンサー、令和4年度で基本設計と詳細設計、令和5年度で工事着工、令和6年度供用開始という形で進めていきたいと考えている。

次に、ひと・まち・みらい課商工観光関係。

指定管理施設の経営状況。令和4年3月で契約が満了する指定管理者募集を9月10日から開始し、10月29日を企画書の提出期限としています。各施設とも現状維持で町方針を提示しており、コロナ禍の応募について心配をしておりますが、現指定管理者についても更新の意向をお聞きしているところから、さらなる事業展開に期待をしております。神河町においても、施設修繕計画等を作成し、指定管理者と共に、なお一層の観

光振興を図り、関係・交流人口また定住人口の増加につなげていけるよう検討していきます。

アグリ関係です。

クエスチョン、ニンジンジュース工場について、農地転用はいつ申請して、いつ頃許可されるのか。アンサー、提出された申請書については、農業委員会がこの農振除外について意見を述べる必要があるので、11月19日の委員会に提案し、これについて農業委員会の意見をいただく。それを受けて、11月24日の農業振興地域整備促進会議で、農振除外の案件の適否を最終的に町として審査をする。それを経て、12月に県の中播磨農業振興地域制度促進対策会議が開催される予定である。ここで適否の審議をいただいた上で、除外の申請が通る状況になる。農振除外が許可されると、その後転用手続という流れになる。

クエスチョン、この用地の取得はもちろんであるが、建物建築費や機器購入費等については、一切町負担はないということではどうか。確約をお願いしたい。アンサー、そのとおりである。町費の負担はない。

次に、町の話題として、10月30日にTBS系の「炎の体育会TV」で、東京五輪に出場された田中選手と、神河中学校1年生の長谷川さんが対決する番組が放送された。全国ネットでの放送なのに、事前に町民には告知されなかった。神河町のPR、町の話題という部分で、今回なぜPRできなかったのか。保護者が何とかPRしてほしいと役場に来られたと聞いているが、なぜできなかったのか。アンサー、このような件は、一度検討しておく必要があると反省している。ひと・まち・みらい課、教育長、副町長と、情報が入り、もう一度、ひと・まち・みらい課に戻ったという流れの中で、中学生のスポーツのことなので学校にも取材に来られたようだが、放送内容がはっきり分からないところがちゅうちょした原因になった。もう少し具体的に内容を聞いて、町民に告知すればよかったと後悔している。今後、しっかり調整したい。

次に、大十倉庫関係です。

クエスチョン、年明けから中村地内で大十の倉庫が営業を開始するが、病院前の渋滞と、特に安全対策について話ができていないか。その後、会社と町で安全対策について話し合いはできているか。アンサー、倉庫ができる前からトラックの搬入出の台数も聞き、地元にも説明させていただいている。これまでも沿線の方に病院前のことでいろいろ御意見もいただいている。病院前も横断歩道を渡るようにガードパイプを設置したり、トラックがゆっくり走るように道路上に徐行のペイントをしたり等の対応をしていただいている。

クエスチョン、朝の通勤・通学時間帯は、車の台数を減らしてもらおうとか、その間は通行をしないような約束、姿勢を出してもらわないと、問題が起きてからでは余計難しくなる。今、話なり約束事をしっかりしておかなければ間に合わないと思う。行政としてしっかり町民の声を聞き、状況を把握して開業してもらおうように進めなければいけな

いと思うが。アンサー、もう少し通行の台数を減らすような取組ができないかといった御意見もあった。それを受けて、大十が少し計画を見直され、朝の通勤・通学時間帯について、通行台数を分散させた。

次に、デマンド交通について。

クエスチョン、本年度は、公共交通のアドバイザーを招いて検討会を開催しているが、現在、どんな方向性で何を検討されているのか。アンサー、現在、コミバスという形で公共交通を運行しているが、費用負担を増加させることなく、デマンド交通を取り入れられないか。昨年度の長谷地区のテスト期間を踏まえ、年度当初から検討を始めている。今は、10時から15時の間にどういう運行ができるか、事業者以案として出していただけないか協議しているところである。

クエスチョン、神姫グリーンバス株式会社を抱えたままデマンドは成功しないと思う。民間の活力を使った先進事例、成功している事例も多くある。地域のコミュニティが運営されているところもある。そういう先進事例を見てほしいが。アンサー、今まで神河町もお世話になってきたので、神姫グリーンバス株式会社なしで、いきなりほかの事業者というところまでは至っていないのが現状である。

次に、11月30日に行いました調査では、観光施設指定管理者が決定した状況等についての報告を受けております。残念なことに、グリーンエコー笠形だけは指定管理者が決まらず、指定管理者の募集要項等を再考し、12月1日から再募集をするとのことでした。

公共交通の在り方について、検討資料の配付を受け、報告を受けております。

それから、令和3年10月26日に、町内にある各施設等の現地調査を別紙行程どおり実施しております。

以上で、産業建設常任委員会での主立った調査報告を終わります。なお、詳細につきましては、お配りしております書面を御確認ください。これで、終わります。

○副議長（澤田 俊一君） それでは、ここで、私のほうから9月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

10月1日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、廣納良幸議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。

10月5日、第119回県町議会議長会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、廣納良幸議長が出席されています。議事は、令和2年度一般会計決算の認定、監査委員の選任同意で、いずれも原案のとおり認定、同意されています。

引き続き、県町議会議長会臨時総会が開催され、副会長の選任、異動の報告、令和2年度一般会計決算の認定、令和4年度兵庫県予算編成及び施策の策定に関する要望について、原案のとおり承認されています。

10月8日、県町議会議長会主催の議員研究会が福崎町文化センターで開催され、私と各議員が出席しております。政治評論家、辛坊正記氏、新潟県立大学准教授、田口一



博氏の基調講演を聴いたしております。

10月12日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、廣納良幸議長と吉岡嘉宏民生福祉常任委員長が出席され、8月25日に提出された令和2年度事務組合会計歳入歳出決算について認定されております。

10月14日、子ども・子育て会議が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

10月18日、神崎郡議長会が開催され、廣納良幸議員が出席されております。郡議長会議員研究会について、令和4年度町村会補助金の申請について協議を行われております。

10月20日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社において執り行われ、廣納良幸議長が出席されております。

10月21日、企業♡神河町クールチョイスdeお見合いプロポーザルが実施され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

10月22日、中播北部行政事務組合議会定例会、第2日目が開催され、廣納良幸議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月1日に提出された令和2年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月25日、神崎郡議長会主催の議員研究会が福崎町エルデホールで開催され、私と各議員が出席しております。「兵庫県における市町連携と今後の展開」と題して、法田中播磨県民センター長の講演を聴いたしております。

10月28日、第3回神河町クールチョイス推進事業実行委員会と第2回神河町地域再生可能エネルギー導入目標策定委員会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

10月30日、第1回神河町歴史文化遺産保存活用協議会が開催され、私が出席しております。

11月4日、令和3年度広報研究会が神戸市で開催され、広報公聴活動調査特別委員会委員に出席していただいております。

11月5日、西播磨市町議長会第2回総会及び現地視察が赤穂市で開催され、議長の代理で私が出席しております。

11月6日、元神崎町議会議員、松岡隆子様が高齢者叙勲（旭日単光章）を受章され、山名町長と議長の代理で私が勲記・勲章の伝達を行っております。

11月15日、全国過疎地域自立促進連盟第52回定期総会が東京で開催され、議長の代理で私が出席しております。

11月17日、神河町空家等対策協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

11月26日、町村議会議長会全国大会が開催され、コロナ禍の状況から兵庫県議長会から4名の役員の方々に出席していただいております。同日に、神河町議会として、地域

保健医療の確保（公立神崎総合病院に対する財政支援）について、地元衆議院議員、山口壯先生、谷公一先生、参議院議員、末松信介先生、加田裕之先生に要望書を提出しております。

同じく、26日、神河町クールチョイス推進事業実行委員会の岡山県への現地視察が行われまして、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

12月4日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

閉会中に陳情3件と陳情に類するもの1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりでございます。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月13日に第69号を発行し、10月25日に各区長様に配付しております。

以上で、閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で、諸報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時45分といたします。

午前10時26分休憩

午前10時45分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

日程第5 第120号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第5、第120号議案、神河町副町長の選任の件を議題とします。

ここで、本件の審議に関係がありますので、前田副町長、退席をお願いいたします。

〔副町長 前田義人君退場〕

○副議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町副町長の選任の件でございます。本年12月10日をもって任期満了となる副町長の職について、引き続き前田義人氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

前田氏は、昭和55年に神崎町職員として奉職され、平成23年4月から総務課長、健康福祉課参事、平成29年4月から町参事を歴任され、平成29年12月11日から副町長の職に就任いただき、町長の補佐役として本日までその手腕を発揮いただき、御尽力をいただきました。引き続きその職を担っていただきたく、前田氏を副町長として選任いたしたく存じます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。冒頭の町長の4期目に当たる所信表明、そして、選挙の間、またそれに関わる関係の中でいろんな町民の声を聞かれたと思います。第4期目のスタートを、続いて前田前副町長の再任という形で今回提示されたわけなんですけど、同じコンビといいますか、その形でやっていくという町長の思いを聞かせていただきたい。

○副議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 120号議案、提案をさせていただき、それについて藤森議員からの御質問であります。副町長につきましては、先ほど提案させていただきましたとおり、私の3期目から町長の補佐として神河町職員全体を取りまとめていただきながら、神河町がやるべきこと、特にこの4年間集中して取り組んできました各種ハード事業と合わせた地域創生事業に邁進するために、本当に副町長として各課の管理職面談を含めて、そして風通しのいい職場環境の整備に取り組んでいただいたところでございます。非常に人間性豊かで、そして朗らかな、そして優しい、柔らかい雰囲気の副町長でありまして、そういう意味において、本当に職員からも、話しやすい、どんなことでも相談しやすい、そういった副町長でございました。そういうふうな中から、これからさらに地域創生を進めていかなければいけない。そして、これからの4年間、先ほど所信表明でも申し上げました、これから神河町としてやるべきこと、そういったところを熟知していただいているこの副町長と、これからの4年間、しっかりとスクラムを組んで、そして役場職員一丸となって、神河町をさらに発展するために邁進する決意でございます。そういう意味において、前田副町長はこれからのまちづくりに適任であると、私自身、確信をしているところでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。町民の皆さんからこの結果報告を受けるとき、大変期待をしますという声、また同じコンビでやるのかという、そういった声も入ってきそうな気がいたします。そういった中で、先ほど町長の答弁の中にありましたように、やはり役場一体、また、町民は役場を選べないじゃなしに、選ばれる役場を目指して、それにはやはり職員一体の行政いいですか、そして新しい、新たなまた組織がつくられると思うんですけど、そういった中で関係が、非常に、副町長も関与する中で大きなウエートを示します。特に、役場一体となって教育なり指導もあろうかと思っておりますけれども、一体になって若い子の意見を取り入れる中でしっかりと組織づくり、また、役場組織が違ってきたなという、そういった指導、また逆に、若い子から指導を

受けるということも大事であろうと思います。それを真摯に受け止めて、今後の神河町の組織づくり、また、町民から愛される行政という組織、また、そういう行政を目指していただけたらと思います。よろしく願いをします。思いがありましたら。

○副議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃるとおりでございます。これからの4年間、その大きな政策の一つに、30年、50年先を見据えた神河町の長期ビジョンの策定に取りかかるといことも申し上げました。そのためには、やはり若い世代の意見も取り入れていくということが重要であるというふうに思っております。幅広い世代の中からそういった策定委員会もつくり上げて、すばらしい、夢のある、実現性のある、そういったビジョンの策定に取り組んでいきたいと考えております。そのためには、副町長、引き続いて就任していただくということが、何よりもスピードアップを図る、目的に近づくということであると私は確信しております。引き続きの皆様方の御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第120号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第120号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

-----  
午前10時55分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

-----  
日程第6 第121号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第6、第121号議案、神河町監査委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第121号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ

ます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。平成25年12月に神河町監査委員に御就任され、現在まで2期8年間、町の代表監査委員として御指導、御助言等いただきました清瀬茂生氏が、本年12月8日の任期満了をもって退任されることとなりました。退任されるに当たりまして、その御功績に対し、改めまして深甚なる敬意と心からの感謝を申し上げたいと存じます。

さて、清瀬氏の後任として今回推薦させていただきます藤後秀喜氏は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見をお持ちの方でございます。神河町監査委員として選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、神河町監査委員選任の件につきまして、詳細説明をさせていただきます。タブレットの議案につきましては、3ページ目を御覧をいただきたいと思います。

先ほど町長のほうから提案説明のありましたとおり、2期8年の長きにわたり監査委員をお務めいただきました清瀬監査委員様が、本年12月8日の任期満了をもって退任されることになり、その後任として藤後秀喜氏を推薦させていただきたく御提案するものでございます。

藤後秀喜氏は、次のページの経歴にもございますとおり、高校卒業後、但陽信用金庫に就職され、現在までお勤めされております。その間に、本部部長や常務理事を歴任されており、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見をお持ちの方でございます。また、地元、加納区では人望も厚く、以前に区長もお務めになられてたこともございまして、役場といたしましても大変お世話になっております。そのような経歴及び人格の持ち主でありますので、地方自治法第196条第1項の規定に合致するものとして、議会に提案させていただきました。

なお、藤後氏は、現在も但陽信用金庫にお勤めでありますが、現在は嘱託契約ということでございますので、地方自治法第180条の5第6項で規定する地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者には該当いたしておりません。

以上によりまして、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第121号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第121号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第7 第122号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第7、第122号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第122号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、神河町教育委員会委員として御活躍いただいております藤原雄三氏の任期が令和3年12月20日をもって満了となります。

藤原雄三氏は、平成12年から教育委員としてお世話になっており、平成17年の合併以降、教育委員長、平成30年1月以降は教育長職務代理者として、卓越した識見と豊富な経験を生かし、神河町の教育振興に大きく貢献されています。また、平成19年から令和元年11月までは、民生委員・主任児童委員もされていました。引き続き教育委員として任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第122号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第122号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第8 第123号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第8、第123号議案、神河町交通安全対策基金条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第123号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町交通安全対策基金条例制定の件でございます。制定の理由は、9月議会で議決いただいた兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、今後の交通安全対策予算の財源として活用するために、神河町交通安全対策基金条例を制定し、交通安全対策基金を創設するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細につきまして御説明申し上げます。資料はタブレットのほうは、条例関係ファイルの1ページでございます。

町長の説明にもありましたように、本年9月議会で議決いただきました兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分で、神河町に分配される3,012万7,003円を基金として積み立てし、今後の交通安全対策に役立てていくため、基金条例を制定するものでございます。

条文の組立ては、既に制定されているほかの基金条例と同様でございます。第1条では、設置の趣旨、第2条では、積み立てる額は一般会計予算に定める額であるということ、第3条では、管理の方法、そして第4条では、基金の処分、いわゆる使い道を定めております。第5条以降は、他の基金条例と同様、運用基金の処理や預け入れした金融機関が万一破綻した場合の当該金融機関に対する借入債務との相殺処理ができる旨などを規定しております。

なお、具体的な基金の使い道ですが、区要望のカーブミラーの新設や修繕、また啓発

看板の設置のほか、9月議会でも御提言いただきました、この基金の原資が住民の皆様の拠出された交通災害共済の掛金ということに鑑みて、例えば町内小・中学校の児童生徒の手元に残る交通安全グッズの購入等を教育委員会とも協議をしております。これらにつきましては、来年度予算に反映してまいります。

以上、第123号議案の詳細説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点、考え方を教えていただきたいと思っております。

先ほど課長の説明の中で、この基金については交通安全対策事業という中で、区要望等のカーブミラー等に対して充当していきますというような話がありました。これは区要望事業の交通安全対策事業に係りましては、交通安全対策交付金ですか、年200万円余りの分を原資にして、それぞれ区要望等に取り組んでこられたと思うんです。ところが年200万円余りという財源的な制約がある中で、なかなか全ての区の要望に応えることができなかつたと思うんですが、今回3,000万円余りの基金ができて、一部が学校等の分にも使えるようでございますが、そういう中、この3,000万円という原資を持つこの条例と、従来の交通安全対策交付金との使い方の充当の仕方ですね、それについて、特に何か考え方を持っておられるのかどうか、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。交通安全対策交付金につきましては、従来どおりといったところで、充当をして有効に活用していきたいというふうに考えてございます。そして、今回の基金に積み立てする配分金につきましては、それらの事業でできなかった部分を重点的に補完していくといった形で活用のほうを検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの説明でそのことはよく分かるんですが、従来、各区から出てくる要望の分の中で、交通安全対策事業に関する対策交付金を使ってきた事業については、どうしても財源の関係等で後回しにということですか、後年度に送った分があると思うんですね。ところが、今回3,000万円の基金ができましたので、一気にこれをやってしまう考え方がありますかという、そういうことなんです。

○副議長（澤田 俊一君） 黒田総務課財政特命参事。



○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。せっかくの配分されて入ってくる基金でございますし、また、住民の皆さんの掛金が原資になったものというところでございます。そういった中で、実際には条例のほうにもございますが、附則のほうにもありますが、残金がなくなったら失効するというような旨を書いております。したがって、そういったところで一気に対策ということを使っていくというような考え方もあるんですが、できるだけこういった元の原資のところの思いですね、そういった部分に計画的に使っていくといった形で運用をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 担当課であります平岡住民生活課長、何かお考えございますか。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。これまで積み残しになっている部分を、もう一切、この基金を活用して、いわゆる一気にといい考えはないのかというお話かというふうに受け取っておりますけども、これだけの予算といいますか、基金ができたといいいましても、なかなかそれを一気にやってしまうというのはどうかなという部分もあって、ある程度要望の中でも優先順位をつけて、そしてこれまでお応えできなかった部分を、一定対応は広げていきたいというふうに考えるところでございます。御理解のほどよろしくお願いたします。

○副議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほどの御説明に少し補足させていただきたいと思っております。

現在、繰越して整備ができてないという部分のごく僅かな状況になっております。ですので、今後また区から要望が出てきた場合に、そのような事業に使ってきたいというふうには思っております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。今、財政の説明で、3,000万使い切ればこの条例自体がなくなると、そういうふうの理解でよろしいですか。

○副議長（澤田 俊一君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。条例の附則にありますように、基金の残額がなくなった日を限り失効するというところでございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第123号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9 第124号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第9、第124号議案、神河町行政手続に関する押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 議案第124号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続に関する押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございます。改正の理由は、国はこれまでの書面・押印・対面を前提とした制度や慣行を見直し、実際に足を運ばなくても行政手続のできるデジタル社会の実現に向けて取り組んでおり、神河町におきましても、その入り口となります押印の見直し等の洗い出しに取り組んでいます。その中でも、条例に示されています行政手続における対面規制、押印や署名の見直し等を進め、その他の例規の基準となるよう改正するもので、令和4年4月からスタートさせるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、議案第124号の詳細説明をさせていただきます。タブレットの議案につきましては3ページ目からとなりますので御覧をいただきたいと思っております。

本議案は、行政手続における押印の見直しに関する条例制定でございまして、昨年12月に地方公共団体における押印見直しマニュアルというものが内閣府から発文をされました。その押印見直しの要因となったのは、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り人と人との接触を減少させるため、テレワーク、リモートワークが推進されてきましたが、書面主義、押印原則、対面主義が阻害要因になっているというような国からの指摘がございました。そのために、書面・押印・対面を見直すことを目的と

して、この条例改正を行うものでございます。

そこで町といたしましても、このマニュアルに基づきまして押印の見直しに該当する条例を洗い出した結果、次の4条例につきまして改正を提案させていただくものでございます。該当する4条例につきましては、神河町職員のサービスの宣誓に関する条例、神河町固定資産評価審査委員会条例、神河町森林等の火入れに関する条例、神河町立学校施設使用料条例の4条例でございます。

それでは、それぞれの条例の改正部分について御説明をさせていただきます。

まず、サービスの宣誓でございます。サービスの宣誓につきましては、地方公務員法第31条におきまして、職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないと規定されております。改正部分につきましては4ページ、タブレットにつきましては6ページの新旧対照表を御覧をいただきたいと思っております。第2条のサービスの宣誓のところ、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」という文言を削除をいたしております。その後、「ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際しやむを得ないと認められる場合においては、宣誓書を提出する前においても職員に、その職務を行わせることができる」という文言を加え、非常事態への対応を加えております。次に、その下の別記様式、第2条関係でございますが、この様式につきましては、名前の後ろの「印」という文字を削除をいたしております。

次に、5ページ、タブレットにつきましては7ページを御覧をください。神河町固定資産評価審査委員会条例につきましては、第4条第4項におきまして、審査申出人は押印をしなければならないという項を削除をいたしております。第7条第3項では、「署名押印」しなければならないを「署名」に変更、第8条第5項では、「提出者がこれに署名押印」を削除をいたしております。第8条第8項では、「署名押印」を「署名」に変更、第9条第2項では、「署名押印」を「署名」に変更、第11条第2項では、「署名押印」を「署名」に変更をいたしております。

以上のとおり、申出人または提出者については押印を省略、そのほか委員側の書類につきましては、署名押印というものを署名に変更をするものでございます。

次に、7ページ目、タブレットでは9ページ目を御覧をいただきたいと思っております。神河町森林等の火入れに関する条例につきましては、様式第1号の様式中、申請者の押印を削除する一方、電話番号と電子メールアドレスを追加をいたしております。これは、国のマニュアルに、本人確認の手法は多くあり、電子メールアドレスや電話番号を記入することにより今後のメール申請にも対応できるとの方針もございまして、このように改正をするものでございます。

次に、8ページ目、タブレットでは10ページ目を御覧をいただきたいと思っております。様式第2号の町長が発行する許可証中、町長の後ろの印という文字を省略をいたしております。行政が発行する書類に押印を押すのは、様式に町長印という印の文字があるから押すのではなく、神河町文書管理規程において公印を押すように規定されているもの

でありまして、あえて様式に印という文字を記載しておく必要はないということから、このたび削除をするものでございます。

次に、9ページ目、タブレットでは11ページ目を御覧をいただきたいと思います。神河町立学校施設使用料条例につきましても、様式中の変更でございます。神河町森林等の火入れに関する条例と同様の理由によりまして、申請者の欄にメールアドレスを追加いたしておりますのと、下段の施設管理者の印を削除しております。

次に、10ページ目、タブレットにつきましてもは12ページ目を御覧をいただきたいと思いますが、様式第2号及び11ページ目、タブレットでいいますと13ページ目の様式3号につきましても同様でございます。申請者の印を省略する代わりに電子メールアドレスを追加いたしております。

なお、次のページ、タブレットにつきましてもは14ページには、参考として神河町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規定を添付いたしております。条例と同様、署名押印を署名という形に変更をさせてもらっております。参考までに御確認いただきたいと思います。

少し長い説明になりましたが、以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、今回の条例につきましてもは、書面なり、それから押印の見直し、また対面を避けるという形の中でのそれぞれ神河町全体の条例の見直しをされたと思うんです。現時点で、条例を改正する必要があるのがこの4条例なのか、それとも、今後いろんな関係でいろいろ出てくるので、その都度その都度この押印等の廃止ですね、特に様式の中にあります丸い印のマークの削除、これの部分が今後機会あるごとにこういう条例が出てきますよという話なのか、今後を含めてですが、現段階ではこの4条例だけの改正で終わってしまうのか、その辺の分を1点お願いしたいと思います。

もう1点は、最初の服務宣誓の関係の条例です。この分の中で、先ほど説明ありました、ただし書の部分ですね、非常事態に備えるという部分での分です。この分については押印とは何にも関係ないと思うんですが、併せて条例改正をされたと思うんですが、今回このようなただし書以降の条例改正をした背景というんですか、その理由を教えてください。以上、2点お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。三谷議員の御質問で、これ以上、これの条例以外に改正する条例があるのかないのかという御質問だと思いますが、

その部分につきましては、現在精査をした中で、条例で改正をしなければいけないものにつきましては、神河町においてはこの4条例だけというふうに認識をしております。したがって、今後条例改正につきましてはないものと私どもは考えております。

それから、災害時におけます部分の改正につきましては、押印廃止とは関係ないということでございます。もちろんそうでございます。昨今の災害に対する地方自治体の役割というのが非常に大きくなっております。もともとの条例の中には、様式に宣誓を署名してからでないで職務を行ってはならないというふうに条例で記載されておりますが、万が一、そういった大きな災害が起きた場合には、そういったことを言っておられる場合じゃないということで、これも国からの指示といたしますか、マニュアルもあるんでございますが、そこに従いまして、当町におきまして災害対応ということで改正をさせていただきますということでございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第124号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第124号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 第125号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第10、第125号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第125号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、令和3年4月の国の介護報酬改正において、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、4月から9月までの間、介護予防支援費及び第1号介護予防支援費の基本報酬に0.1%を上乗せされておりましたが、10月以降延長されなかったため今回改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、第125号議案について御説明をいたします。タブレット16ページを御覧ください。

先ほど町長が説明しましたとおり、令和3年度の国の介護報酬改正により、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、4月から9月までの間、介護予防支援費と第1号介護予防支援費、いわゆるケアプラン作成費の基本報酬に新型コロナウイルス感染症対策費用として0.1%の上乗せがされておりましたが、10月以降延長されなかったため改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。タブレットでは18ページになります。新旧対照表のとおり、介護予防支援費及び第1号介護予防支援費において、新型コロナウイルス感染症への対応として、所定単位数の1000分の1相当を削除しております。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用をさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点お尋ねをしたいと思っております。

先ほど課長が説明されましたように、この条例の適用日が10月1日に遡って適用しますという話です。ですので、10月1日からこの手数料については徴収しないということで国の方針が出たようでございますので、現時点で10月1日以降の分については、この手数料、従来の手数料で徴収された例がないのか、もしくはされた場合、これも遡って返還をしなければならないと思うんですが、その辺の状況について教えていただきたいと思っております。

○副議長（澤田 俊一君） 保西健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。三谷議員の御質問の内容ですけれども、その該当につきましては、こちらも精査をいたしておりますので、該当される事例はございませんでした。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第125号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第125号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第11 第126号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第11、第126号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第126号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。健康保険法施行令等の一部が改正され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の額を改正するものでございます。

内容は、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえたもので、出産育児一時金が現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、産科医療補償制度掛金に相当する加算額を現行1万6,000円から1万2,000円に改めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細につきまして御説明申し上げます。タブレットのほうの資料は19ページからになります。

国民健康保険の被保険者が出産したとき出産育児一時金を支給します。通常、これには産科医療補償制度掛金を加算して、総額42万円を支給することになっております。

産科医療補償制度とは、出産時に何らかの理由で重度脳性麻痺となった小児とその家族のことを考えた補償制度でございます。この掛金が、健康保険法施行令の一部が改正され、これまで1万6,000円であったものが1万2,000円に引き下げられました。

また、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会においては、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については現行の42万円を維持すべきとされました。これによりまして、産科医療補償制度掛金が4,000円引下げとなる分、出産一時金を4,000円引上げ、総額では42万円を維持するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。改正前の欄、第5条の2行目に、出産育児一時金として「40万4,000円」を支給するを、改正後はこれを「40万8,000円」に、また、4行目が産科医療補償制度の掛金の加算を規定した部分ですが、改正前は「40万4,000円に1万6,000円を加算するものとする」とありますが、これを改正後は「40万8,000円に1万2,000円を加算するものとする」に改めるものでございます。

また、次のページに参考として、出産育児一時金受領委任払実施要綱の一部を改正する告示文と、その次のページに、その新旧対照表を添付しております。出産育児一時金の支払いは、出産した方があらかじめまとまった現金を用意した上で、医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るため、医療機関等への受領委任払いを行っております。この要綱の中に出産育児一時金の金額の記載がありますが、これにつきましても、「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めるものでございます。

以上、第126号議案の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第126号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第126号議案は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第12 第127号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第12、第127号議案、神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。



○町長（山名 宗悟君） 第127号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件でございます。神河町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者を一般社団法人神河町観光協会とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。よろしく申し上げます。第127号議案の詳細説明を申し上げます。

まず初めに、このたびの指定管理者の公募などにつきましては、全施設におきまして指定管理期間を基本5年と定め、投資等の特別な理由により5年以上の提案があった場合には、事業計画及び収支計画を審査した上で、その期間を認めるというふうなことで募集を行いました。あわせて、公募によらない施設についても指定管理期間を5年としております。また、指定管理料につきましても、令和3年度の管理料を上限に提案をお願いして募集をさせていただいたというところでございます。

神河町観光交流センターの指定管理者につきましては、現在の指定管理者の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの指定管理者に引き続き一般社団法人神河町観光協会を指定し、その指定期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としたいものでございます。

神河町観光交流センターの指定管理者の候補者の選定につきましては、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。神河町観光交流センターの設置目的は、地域の観光資源を活用して観光の振興を図る、また、地域間の交流を促進することが目的であります。その目的を達成するための事業としまして、1、観光に関する情報の収集及び提供、2、地域特産物、そのほか物品の展示、販売、3、そのほか観光に必要な事業とされております。一般社団法人神河町観光協会の目的、業務につきましても、神河町観光交流センターの設置及び事業内容と同じくし、これまでの実績においても地域特産品販売や観光に必要な事業など、神河町ブランド発信に大きく寄与していただいております。

以上のことから神河町観光交流センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できる

ものと判断しまして、一般社団法人神河町観光協会を指定管理者に指定するものでございます。

添付資料としまして、議決をいただきました後、締結する基本協定書及び年度ごとに締結する年度協定書を添付しております。基本協定書につきましては、タブレットの2ページに掲載しております。基本協定書では、施設の管理、運営についての基本的な事項を記載しており、第4条には指定管理期間、第11条には財産の管理、第12条には維持、修繕に係ることで、1件当たり10万円未満の修繕は指定管理者が行うこと、第18条には指定管理料を支払うこと及び2項には支払いの詳細を年度協定書に定めることとしています。また、第20条には指定管理者が神河町へ施設維持管理負担金を支払う旨の記載、また、その金額及び支払い方法を年度協定書で定めることを記載しております。

11ページ、別記1には、第15条、個人情報の保護の観点から取扱特記事項を記載しております。

最終ページ、13ページになりますけれども、別記2としまして、第24条の責任分担、神河町と指定管理者との責任の範囲を記載しております。

次に、年度協定書、14ページになりますけれども、基本協定書に基づき、指定管理料120万円を上限に支払うこと。施設維持管理負担金を営業収入の1%とすることを記載しており、その年度ごとに当初に契約をいたす予定でございます。

以上、神河町観光交流センターの指定管理者指定についての説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、考え方を教えていただきたいと思います。

後から出てくる議案とも相関連するんですが、この観光施設維持管理負担金、この分、それぞれ詳細については年度協定で決めてあります。この観光交流センターについては営業収入の1%とあります。後から出てくる議案の中に、これと営業利益の10%という、2通りの負担金の仕組みというんですか、制度をつくっておられますが、その使い分けというんですか、その内容についてお願いをしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） この維持管理負担金の考え方につきましては、あくまでも指定管理者の今回の提案に基づくものというふうなところでありまして、今現在の指定管理の部分については営業収入の1%というのが基本になろうかと思っております。それに基づきまして今回、募集をしていたんですけれども、その提案の中に営業収入の1%もしくは営業収入の1%プラス営業収益の10%という

提案でございましたので、その部分をそのまま掲載したというところでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。といいますと、それぞれ応募者のほうからの提案でこの負担金の額を決めたというように私は理解をしたんですが、あと町としてそのような考え方について、全体の指定管理を、町の施設を指定管理していく中で、それぞれの管理者の提案どおりという考え方でいいのかどうか。町としての方針というんですか、それについて考え方を教えていただきたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 町の方針といたしましては、今現在、基本としております営業収入の1%を維持管理負担金としていただくというのを基本に持っていた上での提案、募集というところでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

今の特命参事の答弁で、1%は公募の条件ということでよろしいのでしょうか。で、10%は提案ということでよろしいのでしょうか。もう一度確認です。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 施設の維持負担金の件ですけれども、基本的には営業収入の1%というふうなところで、提案の中には、先ほど言われましたとおり、営業利益の10%というふうなところが追加で提案が出てきたというふうなところですので、基本的には営業収入の1%というふうなところを町としては考えておまして、あくまでも収益的な事業をするというふうなところでの考え方で、そういった形を取らせていただいております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第127号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第127号議案は、原案のとおり可決しました。

○副議長（澤田 俊一君） 日程第13、第128号議案、神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第128号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件でございます。新田ふるさと村の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者を株式会社MEリゾート播磨とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。第128号議案の詳細説明を申し上げます。

新田ふるさと村の指定管理者につきましては、先ほどと同じく指定期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの指定管理者に株式会社MEリゾート播磨を指定し、その指定期間を令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間としたいものでございます。

新田ふるさと村の指定管理者の候補の選定につきましては、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づき、公募による選定といたしました。新田ふるさと村を含む公募による施設につきましては、業務の範囲や指定管理期間を記載した募集要領、仕様書を提示し、令和3年9月10日から令和3年10月29日まで募集を行いました。募集の結果、新田ふるさと村には4社、4事業者から申請書の提出があり、条件を満たしているか等の事前審査を行い、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、広く意見を聞くため神河町指定管理者選定委員会に諮問をいたしました。神河町指定管理者選定委員会委員につきましては、神河町指定管理者選定委員会要綱に基づき、副町長を委員長に、そのほか役場職員4人と学識経験者5人の10人で構成し、プレゼンテーションによる採点方式により事業計画の内容等について公平公正に審査を行いました。審査につきましては、施設の魅力及びサービスの向上、収支計画等の基本審査項目20項目100点及び、加点項目として申請者の特筆すべきアピールポイント4項目10点の合計110点満点で採点し、委員全員の合計点数の一番高い者を最優秀提案者、次の得点の者を次点として

選定を行いました。また、基礎項目の20項目の点数が、委員全員の合計点数600点以上、かつ委員の過半数が60点以上であることも選定の基準といたしました。あわせて、指定管理期間の妥当性なども審査を行っております。審査後、選定委員全員で慎重に審議し、11月24日付で当委員会より選定結果が町長に答申をされております。その答申に基づき、新田ふるさと村の指定管理者の候補者に株式会社MEリゾート播磨を選定し、新田ふるさと村の指定管理者に指定するものでございます。なお、次点として、株式会社Dreamawayが選定をされております。

株式会社MEリゾート播磨の事業提案内容につきましては、キャンプ初心者でも楽しめる水と森のキャンプ施設をコンセプトに、町内それぞれのキャンプ施設と連携し、神河町をキャンプの聖地としてブランディングする、神河町全体で幅広い客層を誘客する計画でございます。そのため、施設のリノベーションやバーベキューサイトの新設など、的確な投資をする計画となっております。

添付資料として、議決をいただきました後、締結する基本協定書（案）、また、年度ごとに締結する年度協定書を添付をさせていただいております。新田ふるさと村の基本協定書、18ページにつけておりますけれども、第4条、指定期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間としております。また、11条、財産の管理、第12条の維持修繕の指定管理者が行う金額につきましては、30万円未満のものとしております。第19条には、新田ふるさと村のみとなりますけれども、土地の使用料等の納付金を記載しております。年度協定書で定める旨を、あと記載をしております。

次に、年度協定書、29ページですけれども、第3条、新田ふるさと村につきましては、指定管理料は支払わないこと、第4条、納付金は170万円とすることなどを記載しております。第5条、維持管理負担金は営業収入の1%及び営業利益の10%を神河町に支払う旨の記載をしております。

以上、新田ふるさと村の指定管理者指定についての説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

日程の途中でありますが、ここで昼食のため休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

午前中に引き続き、第128号議案、神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件の審議を行います。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。2点ほどお尋ねします。

今回、MEリゾート播磨さんということで、リラクシアとスキー場を管理されてる方なんですけれども、同じ会社の方が今回のその新田ふるさと村を見られることによって、さらに指定期間がどちらも10年、長期にわたるわけなんですけれども、これうがった見方をすれば、この方が撤退をされれば一気に3つの施設は管理運営される方がいらっしやらなくなるとかね。当然、経営が悪くなれば、同じように3つとも駄目になるという危険性もあると思うんです。そういったところをどういうふうに検討されたのかっていうのをお聞きしたいのが1点と、もう1点が、財産の管理といいますか運用といいますか、リラクシアのほうにはバスとかハイエースとか、当然、人工降雪機とか、動かせる財産がいっぱいあるんですけども、当然、多角的というか、有機的に利用されて、ふるさと村でも活用されるのではないかなと想像されるんですけども、そういった場合に、例えばそのバスで事故された場合に、それは一体どうなるんだと。目的外使用というか、バスやハイエース自体がスキー場やリラクシアのために多分貸与されてると思うんですけども、それをじゃあふるさと村の運営といいますか、そういったことに使っても大丈夫なのかどうかとか、何かあったときには一体どうなるのかっていうところ辺をちょっと詳しくお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。まず1点目のリラクシア、それからスキー場の運営、今現在、MEリゾート播磨のほうに指定管理をお願いしているというところですけども、そのそこが新田ふるさと村の、施設としては3つ目の指定管理になるというふうなところの御心配というふうなところで、議員さんも質問をいただいているかなというふうなところを思いますけれども、今現在、町としましては、正直なところそういったところは考えておりません。実際に経営状況が悪いというふうになれば、例えば極端なこと言いましたら倒産というふうなところになりました場合は、その3つの施設に指定管理をお願いしている関係上、事業者がいなくなるというふうなところにはなろうかというふうに思いますけれども、町といたしましては、今のところそういった考えは全くございません。これまでのMEリゾートの峰山、リラクシアと、それからスキー場の運営を見させていただく中で、MEリゾート播磨につきましては、利益の出た分、投資経費に回していただくというふうなところも含めて、一定安定した経営をしていただいているというふうに考えております。また、新田ふるさと村の企画提案の中につきましては、ある一定、営業利益が出た場合にはそれぞれ投資をしていただいて、新しい施設として集客を誘致していくというふうな御提案をいただいております、若干運営上厳しくなっていく場合については、そういった投資的経費が圧縮されて、投資経費が延びていくというふうなところは考えられるとは思いますが、基本的にはMEリゾート様のそういったところは考えていないというところが今現在の正直なところでございます。

それから、2つ目の財産の管理につきましては、議員さんも先ほどおっしゃっていただいたとおり、峰山のリラクシア、スキー場によります財産の貸与の部分については、基本原則、その施設でしか使えない、使わないというふうなところを指導していきたいというふうに思っております。また、新田ふるさと村のほうにつきましては、そういった固定資産といたしますか、動く資産、財産的には今のところない状態ですので、あくまでもMEリゾート播磨が独自で購入されて持つ財産についてはそういった可能性はあるとは思いますが、町が貸与する分の財産としましては、もうそれぞれの施設のみで使用というふうなところは指導をしていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。今のところはそういった危険性のことは想定してらっしゃらないということなんですけども、スキー場が水商売といたしますか、季節的なものもありますんで、何年か前にも経営不振に陥りかけたという事例もありますので、ぜひそういったことも十分想定を、今この10年間の間にさせていただいて、何かあったときに慌てないようにだけは準備はしといていただきたいと思います。これは質問ではなくて要望になります。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございますでしょうか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。年度協定書の4条、納付金ですね。これは今まででしたら、現在、150万だったと思うんですけども、次回からは170万にアップされてると。20万アップということで、この20万アップの内容を教えてください。

それからもう1点、提案の中でMEリゾートさんのほうが、これから新田区とどういようなお付き合いをされるんか。うまく協力的にやるようなお考えがあるんかどうか。私の今までの思いでしたら、Dreamawayさんと新田はあまりうまくいってないというような、私のイメージですよ、あるんで、何とかお互いに地域に密着した、協力した運営されていくと、それなりの業績も上がるんじゃないかと、そういうこと思うんで、その辺のとこの協力の話があったんかどうか。お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 御質問の1点目の納付金の関係ですけれども、今回、来年、令和4年4月1日からにつきましては170万という納付金を納めていただくこととなります。この納付金につきましては、新田ふるさと村の土地の使用料というふうなところとなります。あの土地につきましては、新田の生産森林組合が所有というふうなところで、今回が170万という金額になりますけれども、今現在、令和3年度までの分については150万の納付金というふうにしております。この20万円アップした部分につきましては、今回、新田との今後の更新等の

話をさせていただく中で、新田区としてどうしてもあの周辺の林業の振興を図っていききたいというふうなところで、どんどんどんどん間伐とかいうふうな形の中で、周辺の林業を整備をしたいと、それをもって新田ふるさと村の施設自体の環境もよくしていきたいというふうな御提案をいただいております。また、新田ふるさと村との関係という、安部議員さんも御心配していただいている関係についても、そういったことも含めながら好転といいますか、よくしていきたいというふうに新田区からの御要望といいますか、御希望というふうなところで、町といたしましても、このコロナの中での新たなスタートということになるんで、できましたら今までどおり150万の金額をとというふうなお願ひもさせていただきましたけれども、新田区としてはそういうふうな事業をしたいという強い要望というふうなところで、町としてはその金額、170万というふうな金額を今回設定をさせていただいたというところがございます。

それから、もう一つ目の地元との関係というふうなところになります。先ほどの件というふうなところもつながりも出てくるわけなんですけれども、議員さん心配しておられますとおり、今までの分についてはそういうふうなお話も、私自身も聞いておりますけれども、実際には良好的な関係というふうなところも、今現在もそれは続いているというふうに私のほうも理解しております。令和4年度からにつきましては、さらなる関係の強化というふうなところで、ちょうど年度協定書の第7条のところについても、従業員の確保というふうな条項も、ここにもつけさせていただいております。まずは地元の方の雇用を促進していただくと、そこがなければどんどん広げていただくというふうなところを基本にしまして、雇用というふうな面が一つ。それから、ある程度地元の方で、地元、新田区ですと新田区ができるような仕事というふうなところは、地元へ投げてくださいよというふうなところの指定管理者のほうについて話をしていきたいというふうに思っております。やはり、地元あってこそその新田ふるさと村が観光施設だというふうに思っておりますので、そういった部分ではMEリゾート播磨につきましても、今現在の上小田、南小田、地元からちょっと離れていくわけなんですけれども、そういったところともお付き合いをしていただいているというふうな中で、新田区と今後はうまくいくというふうなところも、事務局としてはそういうふうに見ておまして、事務局としても町としても、その中に入っていくながら関係を良好に保っていけるようにしていきたいというふうに思っておりますので、また御協力のほうもお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。20万のアップという中身が、林業整備をさらに進めていきたいというような形なんですけど、何かそういう話合いの中で、計画的なものがあったんかどうか。どういうふうに林業を進めていくんやというような計画があったら教えていただきたい。

それと、協力体制なんですけども、猪篠のヨーデルの森なんかは大変、区と企業と一



体になって事業を進めておられる、非常に素晴らしいことだなと感心しとるわけで、それで現在もうまくいっているというようなことも私は感じておりますので、ぜひとも協力体制はしっかりとやっていただくように、また行政のほうからも指導もしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 林業振興というふうなところでお話を伺っておりますけれども、今のところ具体的な事業計画というふうなところはまだお聞きしておりません。しかしながら、今も新田ふるさと村の奥のほう、林業の間伐等で活発にされておるといふふうな中での動きやというふうに思います。今後、そういった事業も含めて、新田区のほうとこれからの協議も含めてさせていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。これは委員会のほうで説明聞いたんですけど、ちょっと僕がもう一つ認識してないんでもう一回聞きますけど、募集期間5年を最大10年まで認めるというふうにしたという中で10年間の契約になったんですけども、5年を何で10年まで延ばしたかという、その訳です。お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 今回の募集に関しましては、冒頭申しましたとおり、どの施設も基本5年というふうなところをしてるんですけども、投資的経費で5年では回収できないというふうなところについては、そういったところも判断しながら指定管理期間を了承といいますか、提案をいただいた中で、審査した上で了解をしていきますよというふうな募集というふうなことをさせていただきました。今回、新田ふるさと村で10年間、5年じゃなくて10年というふうなところにつきましては、施設自体のリニューアルといいますか、それぞれやはり大分古くなってきておるといふふうなところと、それから施設自体が古くなってきた関係で、今現在に合わないというふうな部分もありますので、そういった部分のリニューアルというふうなところをMEリゾート播磨さんのほうは考えていただいているというふうな状況です。また、今現在、峰山のリラクシアの前にありますようなコンテナハウスの、ああいったものも今後、収益を見てにはなりますけれども、そういったところも考えていきたいというふうなところで、具体的には、例えばコンテナハウスになりましたら、償却期間が7年ほどになります。検討の期間も含めていきましたら、それが8年、9年というふうなところになってきますので、やはり5年では短いというふうなところで、希望といいますか、要望と、申請の中では10年というふうな形でこのたび御提案をいただいて、選定委員会の中でその10年が妥当かどうかというふうなところを判断させていただいた上で、今回10年にさせていただいたという経過でございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。これで大体分かったんですけど、4社応募ということで、4社とも10年で応募されたのか、MEリゾート播磨だけ10年でされたんか、そこらどうやったんですか。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） このたび募集で応募いただいたのが4社というふうなところで、4社のうちMEリゾート播磨含めて2社のほうが10年、そのほかの2社については5年というふうなところで、もう一つの10年をいただいた事業者さんについても、同じような、今後投資をするというふうな計画の中で10年という計画の提案をいただいております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございますか。質疑ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第128号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第128号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第14 第129号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第14、第129号議案、神河町公の施設（神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第129号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」）の指定管理者指定の件でございます。神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者を株式会社山田営農とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたします

ので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。129号議案の詳細の説明を申し上げます。

ピノキオ館の指定管理者につきましては、現在の指定管理者の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日から指定管理者に引き続き株式会社山田営農を指定し、その期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としたいものでございます。

ピノキオ館の指定管理者の候補の選定につきましては、新田ふるさと村と同様の手続によりまして、公募により選定といたしました。ピノキオ館につきましては、1社のみの申請でございました。しかしながら、広く意見を聞くということで、神河町指定管理者選定委員会に諮問をいたしました。審査につきましても、設置目的を最大限に生かし、安全かつ適正な管理運営が達成できるものとして、審査基準も満たしていることから、最優秀提案者として神河町指定管理者選定委員会から答申をいただいております。その答申に基づき、ピノキオ館の指定管理者の候補者に株式会社山田営農を選定し、ピノキオ館の指定管理者に指定するものでございます。

株式会社山田営農の事業計画につきましては、これまでの取組と併せ、農業団体としての強みを取り入れるなど、周遊ガイドツアー等の計画や地元小学校などにも利用してもらえるような計画をしていただいております。それをもって集客力を上げていくというふうな計画になっております。

添付資料としまして、議決をいただきました後、締結する基本協定書及び年度ごとに締結する年度協定書を添付しております。ピノキオ館の基本協定書、33ページにはなりますけれども、第4条、指定期間は、先ほども申しましたとおり、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。また、第11条、財産の管理、12条の維持修繕の指定管理者が行う金額につきましては、10万円未満のものとしております。第18条には指定管理料を払うこと及び2項には支払いの詳細を年度協定書に定める旨を記載しております。

次に、年度協定書、44ページになりますけれども、第3条、指定管理料につきましては300万円を上限に支払うこと、第4条には施設維持管理負担金を営業収入の1%とすることを記載しております。

以上、神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」の指定管理者指定についての説明です。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第129号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第129号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第15 第130号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第15、第130号議案、神河町公の施設（神崎農村公園「ヨーデルの森」）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第130号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（神崎農村公園「ヨーデルの森」）の指定管理者指定の件でございます。神崎農村公園「ヨーデルの森」の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者をパーク・コミュニティ・猪篠共同事業体とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。第130号の議案の詳細説明を申し上げます。

神崎農村公園「ヨーデルの森」の指定管理者につきましては、現在の指定管理者の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの指定管理者にパーク・コミュニティ・猪篠共同事業体を指定し、その指定期間を令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間としたいものでございます。

この指定するパーク・コミュニティ・猪篠共同事業体につきましては、株式会社クラウドイトとその施設の所在する猪篠区とが、共同で連携し管理運営を行うことを目的に構成された団体でございます。代表者につきましては、株式会社クラウドイトとされて

います。

ヨーデルの森の指定管理者の候補者の選定につきましては、公募による選定とし、1者のみの申請の提出となりました。広く意見を聞くため、神河町指定管理者選定委員会に諮問をいたしました。審査につきましては、設置目的を最大限に生かし、安全かつ適正な管理運営が達成できるものとして、審査基準も満たしていることから、最優秀提案者として神河町指定管理者選定委員会からの答申をいただいております。その答申に基づき、ヨーデルの森の指定管理者の候補者にパーク・コミュニティ・猪篠共同事業体を選定し、ヨーデルの森の指定管理者に指定するものでございます。

パーク・コミュニティ・猪篠共同事業体の事業計画は、動物と触れ合う拠点及び学校団体向け拠点として、また、地元猪篠区との連携をさらに強化し集客を図ること、また、地形を生かしたアスレチック施設の新設や施設のリニューアルを計画されております。

添付資料として、議決をいただいた後、締結する基本協定書及び年度ごとに締結する年度協定書を添付しております。ヨーデルの森の基本協定書、48ページになりますけれども、第4条、指定管理期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間としております。また、第11条の財産の管理、第12条の維持修繕の指定管理者が行う金額につきましては、60万円未満のものとしております。第18条には指定管理料を支払うこと及び2項には支払いの詳細を年度協定書に定める旨を記載しております。

年度協定書ですけれども、59ページ以降になります。第3条、指定管理料ですけれども180万円を限度に支払うこと、第4条には施設維持管理負担金を営業収入の1%とすることを記載しております。

以上、神崎農村公園「ヨーデルの森」の指定管理者指定についての説明です。よろしく御審議お願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第130号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第130号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第131号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第16、第131号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第131号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件でございます。かみかわ桜の山桜華園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者を東柏尾区とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。第131号議案の詳細説明を申し上げます。

桜華園の指定管理者につきましては、これまでと同じく、指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの指定管理者に引き続き施設所在地の東柏尾区を指定し、その指定期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としたいものでございます。

桜華園の指定管理者の候補者の選定につきましては、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。桜華園の設置目的は、豊かな自然環境を有効に活用し、都市住民との交流を通して地域の活性化と町の観光振興を図ることが目的であります。その目的を達成するための事業といたしまして、1、桜の保育管理、2、都市と農村の人的及び物的交流の促進、3、町民の健康増進及び余暇の活用のための施設利用、4、その他、桜華園の目的を達成するために必要な事業とされております。

東柏尾区では、桜の保育等管理運営のため桜華園管理組合を設立し、その役員11名を中心に東柏尾区を挙げて、桜の保育、また保育のための研修、また売店等の運営に日々努力していただいております。令和4年以降につきましても、町花でもある桜を見て喜んでもらえるよう工夫し、入園者数を増やす取組を実施しまして、都市部との交流、神河町民の余暇の活用場としていく計画となっております。

以上のことから、桜華園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものとし、指定

管理者に指定するものでございます。

添付資料としまして、締結する基本協定書及び年度ごとに締結する年度協定書を添付しております。基本協定書、63ページ以降になります。施設の管理運営についての基本的な事項を記載しております、第4条、指定管理期間、それから第11条には財産の管理、第12条には維持修繕に係るもので、1件当たり10万円未満の修繕は指定管理者が行うこと、第18条には指定管理料を支払うこと及び2項には支払いの詳細を年度協定書に定めることとしています。また、20条には、指定管理者が神河町へ施設維持管理負担金を支払う旨の記載、また、その金額及び支払い方法は年度協定書で定めることを記載しております。

次に、74ページ以降になります年度協定書には、基本協定書に基づき、第3条、指定管理料340万円を上限に支払うこと、維持管理負担金を営業収入の1%とすることを記載しており、その年度の当初に契約をいたします。

以上、かみかわ桜の山桜華園の指定管理者指定についての説明です。よろしく御審議お願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。1点教えてください。

指定管理料についてですが、観光センターが120万円、ピノキオ館300万円、ヨーデルの森180万円、340万円ですね、桜華園。これ何か、決め方として基準というもんか、根拠というのがあるんですか。その辺ちょっと教えていただけませんか。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 指定管理料の決め方ということですが、指定管理料につきましては、募集要領等でお知らせもさせていただいておりますけれども、今回の指定管理料の決め方として、今現在、令和3年度現在ですね、指定管理料の金額を上限に、それぞれ収支計画の中にその金額を入れた上で企画書を提出していただきたいというふうな募集要領になっております。ということで、今現在の指定管理料はどうやって決まっていたんやというふうなところになろうかというふうなところなんですけれども、これまで運営する中で、基本的には施設を運営するに足りない部分について、その指定管理料としてお支払いするというふうなところで決定されてきた金額というふうに捉えております。今回につきましても、この指定管理料をお支払いするに当たりましては、施設運営で収入、それから支出の中で、上限に指定管理料を支払うというふうなところにしておりますので、基本、足りない部分に指定管理料で補うというふうなところの御提案というふうなところなんですけれども、基本的にどの施設もその指定管理料上限、目いっぱい最終的に企画提案の中に、収支計画の中に入れて提出をされてきたというところで、その金額を、今回上限の金額を指定管理料と

して設定をさせていただいたというところになります。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ということは、この中で新田ふるさと村、もうさっき終わったんですが、ゼロになってますよね。ということは、その余分に施設使用料として170万支払うとなっておりますね。これは前もそういう形やったんですか。

○副議長（澤田 俊一君） 栗原議員、この件につきましてはもう既に採決が終わった件ですので、御遠慮いただきたいと思えます。申し訳ないです。

指定管理料の関連でほかにあれば、御質問、質疑受けますけれども。ございませんか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第131号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第131号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第17 第132号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第17、第132号議案、神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第132号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件でございます。神河町水車公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者を農産物消費組合とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。



石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。第132号議案の詳細説明を申し上げます。

水車公園の指定管理者につきましては、現在の指定管理者の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの指定管理者に農産物消費組合を指定し、その指定期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としたいものでございます。

水車公園の指定管理者の候補の選定につきましては、公募による選定としまして、1社のみ申請書の提出となりました。同じように神河町指定管理者選定委員会のほうに諮問をさせていただいております。審査につきましても、設置目的を最大限に生かし、安全かつ適正な管理運営が達成できるものとして、審査基準も満たしていることから、最優秀提案者として神河町指定管理者選定委員会からの答申をいただいております。その答申に基づき、水車公園の指定管理者の候補者に農産物消費組合を選定し、水車公園の指定管理者に指定するものでございます。

添付資料としまして、同じように基本協定書及び年度ごとに締結する年度協定書を添付しております。

農産物消費組合の事業計画につきましては、大河内高原としての玄関口としての役割を担い、地元農産物を食材として提供できる場所の継続を図ること、また、コンビニ機能等の変更も含め、充実を図っていくというふうなところで集客の増加も計画をしております。

水車公園の基本協定、78ページ以降ですけれども、第4条、指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、また、第11条、財産の管理、第12条の維持修繕の指定管理者が行う金額につきましては、30万円未満のものとしております。第18条には指定管理料を支払うこと及び2項には支払いの詳細を年度協定書に定める旨を記載しております。

89ページ以降の年度協定書では、第3条、指定管理料230万円を上限に支払うこと、第4条には施設維持管理負担金を営業収入の1%とすることを記載しております。

以上、水車公園の指定管理者指定についての説明です。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第132号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第132号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第18 第133号議案及び第134号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第18、第133号議案、神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件、第134号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件の2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第133号議案及び第134号議案の提案理由並びに内容について、一括で御説明申し上げます。

第133号議案は、神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件で、第134号議案は、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件でございます。ホテルモンテ・ローザ、わくわく公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ホテルモンテ・ローザ、わくわく公園の指定管理者の指定について、指定管理者を株式会社田舎暮らしとし、指定の期間は両施設とも令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。第133号議案、第134号議案、一括で詳細説明を申し上げます。

ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の指定管理者につきましては、現在の指定管理者の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの両施設の指定管理者に株式会社田舎暮らしを指定し、その指定期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としたいものでございます。

現在のホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の指定管理者につきましては、それぞれ別々に指定管理者を現在、指定してございまして、管理運営を行っていただいております。令和4年4月1日からは、ホテルモンテ・ローザとわくわく公園を一

体的な活用で効率的な管理運営を行っていきたいということから募集要項を変更し、一体的な活用で募集を行ったものでございます。

ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の指定管理者の候補者の選定につきましても、公募による選定とし、1社のみ申請書の提出となりました。広く意見を聞くため、神河町指定管理者選定委員会に諮問をいたしました。審査につきましても、設置目的を最大限に生かし、安全かつ適正な管理運営が達成できるものとして、審査基準も満たしていることから、最優秀提案者として神河町指定管理者選定委員会からの答申もいただいております。その答申に基づき、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の両施設の指定管理者の候補者に株式会社田舎暮らしを選定し、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の両施設の指定管理者に指定するものでございます。

それぞれ添付資料として、議決をいただいた後、締結する基本協定書及び年度ごとに締結する年度協定書を添付しております。

株式会社田舎暮らしの事業計画につきましては、周辺施設と連携した集客や、わくわく公園を活用した計画、また、現在実施しているペットとの宿泊の拡充、その充実を図り、オーベルジュ的な運営を行い効率的な運営を図る計画でございます。ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園両施設の基本計画につきましては、93ページ、また、108ページに添付しておりますけれども、第4条、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、また、第11条、財産の管理、第12条の維持修繕の指定管理者が行う金額につきましては、ホテルモンテ・ローザは30万円未満としており、わくわく公園につきましては設定をしておりません。第18条には、指定管理料を支払うこと及び2項にはその支払いの詳細を年度協定で定める旨を記載しております。

次に、104ページ、119ページ以降の年度協定書になりますけれども、第3条、指定管理料につきましては、ホテルモンテ・ローザにつきましては200万円、わくわく公園につきましては146万7,000円を上限に支払うこと、第4条には、施設維持管理費負担金を営業収入の1%とすることを記載しております。

以上、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の指定管理者指定についての説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。今までの管理でございます。特にわくわく公園においては、入札制で別々の管理という形でやったんですが、今回、モンテ・ローザ、わくわく公園一括的な管理ということになるんですが、これはどういう形でそういうふうになりましたんですか。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 今回の施設の募集要領等の変更で、モンテ・ローザ及びわくわく公園を一括活用と、一体的な活用をお願いしたというふうな理由につきましては、基本、ホテルモンテ・ローザにつきましては、これまでもなかなか運営に厳しい状況というふうなところ、その理由の中で、どうしても客室が11室というふうなところで、基本的には宿泊客が、満室になっても少ない状態ということになるんですけども、そこに係る人につきましては、それなりの人が係ってくるというふうなところで人件費がかさんでくるというふうなところが、ここ言われてきた課題というふうなところがございます。そういった課題、宿泊数を増やすというふうなところ、物的なところでの町の支援というふうなところはできないというふうなところなんですけれども、今回、わくわく公園を一括で管理していただくというふうなところで、わくわく公園自体を含めた管理をしていただく。その管理の中にはそれぞれの事業者が独自に工夫をしていただく中で、例えば今はやりのグランピング施設とかキャンプ施設等も含めながら活用していただくというふうなところで、大きな建物ではなくって、グランピング、キャンプ施設を利用した集客力を上げていくというふうなことも考えられるのではないかなというふうなところ、それぞれ民間事業者さんの工夫、アイデアによりまして一体的な活用の中で、効率的な運営ができないかなというふうなところで、今回募集要領を変更させていただいて募集をかけさせていただいたというところでございます。田舎暮らしさんの企画提案の中にも、そういった企画提案をいただいておりますし、また、今現在も運営をしておられます、企画で運営をしておられますペットとの宿泊的なところというふうなところで、そういった中にもわくわく公園も利用できるというふうなところで、田舎暮らしさんのほうにつきましては一体的な活用というふうなところの中で今回応募いただいて、提案をいただいたというところでございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。特に、わくわく公園においては、私、過去入札で地元の株式会社長谷が管理委託という形で、私はこれは非常に地元雇用につながることで、また地元の活性化にもつながると思うて、いい思いをしておったんですが、今回一括のやはり管理募集となれば厳しかったので、名前は上げてなかったと思うんですけど、やっぱりそういう地元の雇用がなくなるとか、また今回の管理で、地元の人をそういう雇用に使うんですよというふうな優先的な思いがあるのか、そこら辺りの地元の声はなかったですか。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 今回、募集するに当たりまして、今現在の指定管理者、わくわく公園の指定管理者が株式会社長谷になっておりますので、株式会社長谷の社長様等ともお話をさせていただきました。今現在の指定管理を締結していただいたときから、一応年度的には合わせていきますよというふう

なところで、一括的な管理もしていくというふうなところも含めてお話をさせていただいたというふうな経過もございます。そういった中で、今回、田舎暮しが一括で指定管理を受けていただくというふうなところで、基本的には年度協定書にもありますとおり、地元の従業員を雇ってくださいというふうな条項も入れてますので、そのわくわく公園の施設管理の部分についても、従業員を雇わないというふうなところとか、例えばそれを、施設管理を委託に出すというふうなところというのは、それぞれの事業者さんにお任せをしたい部分になりますけれども、町としましては、今までの経過も含めて田舎暮しさんのほうには説明をさせていただきながら、地域連携を図るというふうな意味で指導と言いましたら大げさかもしれませんが、話をさせていただくというふうな予定を今現在しております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。一括しての委託となれば、私が思うには、なぜモンテ・ローザとわくわく公園と管理委託者が分かれておるのか。一括の一つの管理委託という形と思うんですけど、そこら辺りは今後どのような思いを持っておられますか。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 分かれた部分につきましては、今後については、条例上、今現在分かれて、設置条例が分かれておるというふうなところで、基本的には分かれている状態というふうなところなんですけれども、それを一体的に管理をしていただくというふうな今回の御提案でございます。これまでもつきましても、議案の中には入れてないんですが、グリーンエコーにつきましても、それぞれ3つの施設につきましても一括で管理というふうな形と同じような形というふうなところで御理解をいただいたらいいかなというふうなところなんですけれども、今後については、議員の言われますとおり、そういった部分も含め、検討させていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 今は公の施設の設置管理条例が別々なので、それぞれの契約ということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、考え方でいいんで教えていただきたいと思えます。

先ほど指定管理料の設定につきましては、これまでの状況なり経営状況等を見て設定しましたということなので、このモンテ・ローザにつきましてもこれまでと同様200万円ということだと思います。今後については、わくわく公園と同一で指定管理っていうんか、両方の施設で運営していいということで、営業費目いうんですか、設ける中で若干収益等が見込めるというような状況ではあるかと思うんですが、我々ですね、こ

れまで指定管理の、それで施設の経営状況いうのを報告を受けてます。その中で、やはり新型コロナウイルスの影響を受けた施設があると、特にこのモンテ・ローザについてはかなりその影響が大きかったんじゃないかなという思いの中で、今はコロナウイルスも終息しそうな感じにはあるんですが、また新種の株が出たという中で、今後コロナウイルスの動向がよく分からないという状況の中で、そういう中でこれまでと同じような状況の中での、コロナによる影響を受ける状況の中での経営にありますと、これまでと同様に厳しい運営になるんじゃないかなと思います。そういう背景がある中で、この指定管理料について、特に今まで将来の経営状況を予測して設定されなかったような意見はなかったかどうかということ。もしくは、そういうコロナによる影響の分については、ほかの手だて等で対応していくんですよというような考えがあるのかどうか、その辺について指定管理の各施設を運営していく中で、コロナによる影響の部分を、今回この募集の中でというんですか、指定管理者を決めていく中で、特に考慮された部分があるかどうか、その辺の考え方を教えてもらいたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。先ほどの三谷議員さんの質問につきましては、ホテルモンテ・ローザの部分以外、全ての観光施設についても同じような考え方にはなりません。今回、ホテルモンテ・ローザとわくわく公園につきましては、三谷議員がおっしゃるとおり、合計364万7,000円の指定管理料を支払うというふうな中での施設運営というふうなことになりますので、基本的には管理する部分は増えたんですけれども、工夫次第ではというふうなところもちろん考えられるというふうなところですが、コロナの関係、こういった自然災害的なものにつきましては、今回どの施設につきましても、基本協定書の一番最終ページのほうに、責任分担表というのをつけさせていただいております中で、別記2の責任分担表の不可抗力の一番下になりますけれども、不可抗力によって発生した損害等の費用負担等について、協議事項というふうな、今回記載をさせていただいております。これまでの協定書の中にはなかった部分というふうなところで、今回の更新に当たりまして新たに追加をさせていただいた条項というふうなところになります。ここに、こういった条項を載せておるというふうなところにつきましては、この令和2年、令和3年度のコロナの感染症によります人流の抑制によりまして、入り込み客、それから売上額がかなり減っておると。ホテルモンテ・ローザにつきましても一番影響を受けたところというふうなところで、この部分につきましては、今後こういったことがあった場合には、協議をさせていただく中で決定をするというふうな条項を付け加える中で、募集提案をいただけないかというふうなところを、今回追加させていただいたというところございまして、基本的には全ての施設にこの条項はつけておるというところなんですけれども、町としましては自然災害、今回のような自然災害によって損益が出た部分について、補填というふうなところは考えていないというふうな形の中で募集

をさせていただいたんですけれども、こういった条項をつけることによって、そのときにもしそういうふうなことが起きた場合には、お互いの信頼関係の中で協議をしていく中で、何かできないかなというふうなところを見いだしていくというふうなところで、こういった条項をつけさせていただきながら、そういったものに備えていくというふうな形を取らせていただいたというふうなところがございます。非常に、すぐにお金を出していくというふうなところは基本的にはできないというふうなところから、こういった形を取らせていただいたというふうなところで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。別記1の責任分担の中で、損害等という表現がしてあります。この損害等の解釈の仕方については明確になってませんので、恐らくいろんな解釈が出てこようかと思うんですが、それぞれの施設が継続しているんですか、引き続き運営されるような形の中でのこの損害等の解釈をお願いしておきたいと思いますが、これについての考え方があれば教えてもらいたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。今、三谷議員がおっしゃっていただいたところは、不可抗力の中の、不可抗力によって発生した損害等の費用負担というふうなところのことやったというふうに思います。基本的には、先ほども言いましたとおり、協議事項というふうなところでの記載をしておりますけれども、そういった、収益が減った部分というのはイコール損害的なところというふうなところになるかなというふうに考えておまして、そういった部分を共有する中で決定をさせていただくというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私が言いたかったのは、この損害等、経営努力をせずに損害に陥ったから協議しましょうという話じゃないと思うんですよ。言葉としてありますように、不可抗力ですので、中での損害等という部分です。ですので、この損害等という解釈については、10人の方にそれぞれ判断してもらえば10通りの考え方が出てこようかと思っておりますので、その根底の中には、この施設を持続させていく、継続させていく観点でこの条項の扱いをお願いしたいということなんです。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。それぞれの協定書の中の、基本協定書の中の26条の中には、不可抗力が発生した場合には、乙は不可抗力により発生する損害・損失が最小限となるよう、管理業務を行わなければならないというふうな条項も記載しております。基本的

には、自然災害によりまして最小限にそういった損害、建物の損害的などところも含めて、最小限にするようにというふうな協定書の条項がここについております。そういったことも含めて、先ほども言いましたとおり、最終的に、その協議事項というふうなところの不可抗力によって発生した損害等の費用負担についての損害等というふうなところについては、最小限に損害をとどめていただいた分の損害というふうなところで、金銭的な損害になっていかなというふうには思いますけれども、そういった何もしなくて損害が出たんで、例えば払ってくださいとか、協議をしてくださいというふうなことではなくて、それぞれがそういった意味での、最小限に損害、損失を考えた上での最終的な手段というふうなところがその部分かなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから補足させていただきます。基本的には三谷議員が言われるように、神河町のこの観光施設の重要な一つを担っている施設でございます。過去の歴史から見ても、いろいろな形で建設がされたホテルであるということでありまして、モンテ・ローザのみならず、全ての施設がそういった、これまでのいろいろな歴史を踏まえた中で現在の現在に至っているということでもありますので、神河町の観光施設として、まず、基本は持続可能な運営をやっていくんだということでもあります。私も就任した当時に、かなりこの施設の経営が非常に厳しい、どの施設も厳しい、そういうふうな中で、指定管理料もかなり契約の中でお支払いもしてきたという経過がございましたが、そんな中で言ってきたのは、指定管理者任せにせずに役場職員もしっかりと営業マンになってPRしていくんだと。神河の情報発信をしながら集客を増加させていく、そういうことでこの12年間やってまいりましたので、これからも持続可能な施設運営を基本としながら、そして緊急事態であるとか不可抗力が出た場合は、双方が誠意を持って解決に当たるといふ、ここが一番重要だなというふうに思っております。この200万円、モンテ・ローザの200万円にしても、これは過去から変わっていない、ということは、今回の公募、募集かけさせていただいたその内容そのものはコロナ以前の、いわゆる平常時のそういった状態において指定管理料でできるかどうか、その公募をさせていただいておりますので、もしこのコロナの状態がまだ元に戻っていないというふうな中で、結果として経営が非常に厳しいとか、そういうふうなことになった場合は、双方誠意を持って協議していきながら、解決に当たるといふことでございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第133号議案について討論に入ります。討論ございませんか。



〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第133号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第133号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第134号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第134号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第134号議案は、原案のとおり可決しました。

日程の途中ですが、ここで休憩をいたします。再開を14時35分といたします。

午後2時13分休憩

午後2時35分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

それでは、引き続き議案の審議を行います。

---

#### 日程第19 第135号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第19、第135号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第135号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、国庫支出金で、私立保育所運営費国庫負担金の減額、障害者自立支援給付費等負担金の増額、地方創生推進交付金の減額、地方創生臨時交付金の増額、子ども・子育て支援事業費補助金の増額。次に、県支出金で、障害者自立支援給付費等負担金の増額、林道改良事業補助金の増額、地籍調査事業委託金の減額。次に、寄附金で、ふるさとづくり応援寄附金の増額。諸収入で、峰山スキー場の使用料の

増額、アグリイノベーション負担金の減額、交通災害共済設立基金配分金の追加。

歳出では、総務費で、今回の補正における財源調整として財政調整基金積立金の減額、スキー場使用料に係る公共施設維持管理基金積立金の増額、コミュニティバス運行委託料の増額、バス停設置費補助金の増額、地方創生臨時交付金事業による地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金の増額、交通対策基金積立金の追加、機能性野菜6次産業化事業補助金の減額。次に、民生費で、障害者介護給付費等の増額、児童手当制度改正に伴うシステム改修委託料の増額。農林水産業費で、林道補修工事費の増額。商工費で、地方創生臨時交付金事業による観光施設事業者支援金の増額。教育費で、学校施設等の修繕費等の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,261万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,864万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。アクリル板でございますので、マスクのほうは外させていただきます。

それでは、第135号議案の詳細説明をいたします。ペーパーのほうは5ページ、タブレットにつきましては6ページでございます。第2表の地方債補正をお開きください。

1、地方債の変更でございます。まず、3、過疎地域自立促進特別事業でございます。過疎債（ソフト事業）で、発行限度額の確定により創業支援補助金事業で940万円を減額いたしまして、限度額を発行限度額と同額の4,560万円とするものでございます。

続いて、6、病院機器整備事業債でございます。過疎債でございます。更新予定の医療機器におきまして一部の医療機器が非適債となりまして、300万円を減額いたしまして、限度額を1,700万円とするものでございます。

10、道路整備事業債でございます。1,570万円を減額いたしまして、限度額を1億6,410万円とするものでございます。内訳としましては、地方債の県との2次協議に当たりまして、辺地債で行います峰山線の舗装修繕工事、1,100万円を減額いたしまして、電源立地地域対策交付金の対象事業とし、過疎債の寺前停車場線改良工事、側溝の蓋の新設でございますが、これが非適債ということになりましたので、470万円を減額するものでございます。

これらによりまして、限度額の総額は6億5,628万8,000円でございます。ペーパーでは25ページ、タブレット26ページに地方債の内訳の別添資料を添付をいたし

ておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

続いて、事項別明細書のほうで御説明をさせていただきます。ペーパーにつきましては9ページ、タブレットは10ページをお願いいたします。2、歳入、13款分担金及び負担金でございます。民生費負担金でございます。老人福祉施設の入所者費用徴収金で27万7,000円の増額でございます。入所者の収入申告よりまして、徴収金の差額及び新規入所者の見込みによる増加ということでございます。

続きまして、15款国庫支出金、1目の民生費国庫負担金でございます。保育所運営費負担金でございます。584万6,000円の減額でございます。私立保育所運営費国庫負担金算出の公定価格見込みを精査をいたしました。その関係によるもので減額ということでございます。続いて、保険基盤安定負担金は22万2,000円の増額でございます。基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。続いて、心身障害者福祉費負担金でございます。補装具給付事業負担金で105万2,000円の増額でございます。申請見込みの件数の増加によるものでございます。補助率につきましては2分の1でございます。続きまして、障害者自立支援給付費等負担金、1,582万7,000円の増額でございます。実績見込みによるもので補助率は2分の1でございます。これらによりまして、1,687万9,000円の増額でございます。続いて、児童福祉費負担金は11万1,000円の増額でございます。子育てのための施設等利用給付交付金でございます。認可外保育施設利用児の保育料を補助するものでございまして、補助率は2分の1でございます。

続いて、1目の総務費国庫補助金でございます。1,747万5,000円の減額で、まず、個人番号カード交付事務費補助金といたしまして20万円の増額でございます。これは、出張申請受付の実施に伴いますノベルティー代に対するものでございまして、補助率は10分の10でございます。次に、地方創生推進交付金は3,100万円の減額でございます。機能性野菜6次産業化事業におきまして、農振除外手続の関係で事業費を減額するものでございまして、補助率は2分の1でございます。最後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1,332万5,000円の増額でございます。臨時交付金の特別枠といたしまして、事業者支援分が新たに創設されたものでございます。交付限度額につきましては、補正額と同額の1,332万5,000円でございます。

続いて、ペーパーのほうは24ページ、タブレット25ページのほうに新規事業の一覧説明表を対応事業として掲載をいたしておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、2目の民生費国庫補助金でございます。390万5,000円の増額でございます。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。令和4年度からの児童手当の改正、特例給付の見直しと現況届の原則廃止でございます。それに伴うシステムの改修経費でございます。補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、4目の土木費国庫補助金でございます。169万2,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金の空き家再生でございます。空き家の除去で略式代執行で予定をしていました物件について、補助金除去のほうに変更をするものでございます。補助率につきましては2分の1でございます。

続きまして、16款県支出金でございます。1目の民生費県負担金でございます。私立保育所運営費負担金で334万5,000円の減額でございます。先ほど国庫負担金で御説明したとおりでございます。補助率につきましては4分の1でございます。保険基盤安定負担金につきましては17万3,000円の増額でございます。国民健康保険基盤安定負担金、保険税軽減分として6万2,000円、それから保険者支援分が11万1,000円の増額でございます。

続いて、ペーパーのほうは10ページ、タブレットは11ページのほうでございます。心身障害者福祉費負担金は843万9,000円の増額でございます。補装具給付事業負担金52万6,000円、障害者自立支援給付費等負担金791万3,000円の増額でございます。国庫負担金で御説明をしたとおりでございます。補助率につきましては、それぞれ4分の1でございます。軽減保険料負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で35万3,000円の減額で、見込みにより県負担金を減額するものでございます。児童福祉費負担金は、子育てのための施設等利用給付費負担金5万5,000円の増額でございます。国庫負担金のほうで御説明したとおりでございます。補助率につきましては4分の1でございます。

続いて、2項県補助金でございます。2目の民生費県補助金は人生いきいき住宅事業の補助金164万円の増額でございます。申請見込みの件数が増加するというところでございます。補助率は2分の1でございます。子ども・子育て支援交付金（保育所一時預かり事業）でございます。9万2,000円の増額でございます。基準額の変更によるもので、補助率は3分の2でございます。

続いて、4目農林業費県補助金でございます。人・農地問題解決推進事業補助金72万5,000円の増額で、交付対象者、交付対象面積の確定によるものでございます。補助率は10分の10でございます。林道改良事業補助金でございます。121万3,000円の増額で、林道の橋梁、床板補修工事に係るものでございまして、これにつきましては補助率は51%ということでございます。

続いて、5目商工費県補助金につきましては200万円の減額で、商店街お買い物・ポイントシール事業補助金で、当初事業費が1,500万円から1,200万円の減額によるもので、補助率は3分の2相当の減額でございます。

続いて、6目土木費県補助金は、危険空き家除却支援事業補助金25万円の増額でございます。国庫補助金で御説明をしたとおりでございます。補助率につきましては4分の1でございます。

続きまして、3項の県委託金でございます。4目農林業費県委託金は、地籍調査事業

委託金で280万の減額でございまして、事業費の決算見込みによるものでございます。なお、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、5目の商工費県委託金は、砥峰高原自然交流館管理運営委託金で39万8,000円の増額でございます。交流館のトイレの追加修繕に係るものでございまして、これにつきましても補助率は10分の10ということでございます。

続いて、18款寄附金でございます。ふるさとづくり応援寄附金は2,000万円の増額でございまして、依然寄附金が増加傾向であるため見込みにより増額計上をいたすものでございます。また、神河まち・ひと・しごと創生寄附金200万円の増額でございまして、企業から企業版ふるさと納税として御寄附をいただいたものでございます。充当する事業につきましては、かみかわブランド事業、それから縁結び事業、それから多自然居住推進事業でございます。

続いて、ペーパーのほうは11ページ、タブレットは12ページをお願いいたします。19款の繰入金でございます。森林環境譲与税基金繰入金は60万8,000円の減額でございます。決算見込みによるものでございます。

続いて、21款の諸収入、雑入でございます。後期高齢者医療広域連合人間ドック補助金といたしまして7万2,000円の増額でございまして、受診件数が増えたことによるものでございます。続いて、農地中間管理事業推進委託金5万円の増額は、貸付面積実績加算配分の確定によるものでございます。続いて、峰山高原スキー場の施設使用料500万円の増額でございます。繰延べ金によるものでございます。それから、続きまして、アグリイノベーションの負担金は680万円の減額で、機能性野菜6次産業化事業に伴う事業者の負担分を猶予するものでございます。続いて、交通災害共済設立基金配分金3,012万8,000円の追加でございます。兵庫県の市町交通災害共済組合解散に伴います基金の配分金を計上するものでございます。

続きまして、22款町債でございます。過疎地域特別事業につきましては940万円、病院の医療関係事業につきましては300万円、それから道路関係の整備につきましては1,570万円の減額でございまして、先ほど第2表の地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

続いて、ペーパーにつきましては12ページ、タブレットは13ページ、歳出をお願いをいたしたいと思っております。まず、人件費等につきまして、補正4号以降の変更に伴う報酬、給料、各手当等の補正、それから賃金改定に伴います会計年度任用職員の報酬等の補正をいたしております。なお、各科目で職員手当、共済費等の個々の説明につきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。

ここで、ペーパーは21ページ、タブレットは22ページのほうをお開きをお願いをします。給与費明細書でございます。1、一般職、(1)総括をお願いをいたします。区分、比較欄で外書き、(上段)は再任用短時間勤務職員、それから(下段)につきましてはパートタイム会計年度任用職員でございます。一般会計の合計で、給与費206万1,0

00円の減額でございます。そして、共済費118万1,000円の減額でございます、合計が324万2,000円の減額補正でございます。そして、会計年度任用職員につきましては、合計欄のところでは25万4,000円の増額でございます。

ペーパーは12ページ、タブレットは13ページのほうに戻っていただきたいと思っております。1款議会費でございます。議員報酬等の特例に関する条例による議員報酬113万4,000円、議員期末手当27万1,000円の減額でございます。

続いて、2款総務費でございます。1目一般管理費でございます、ふるさと納税の推進に係る経費1,478万7,000円の増額でございます、寄附件数の増加によりまして返礼品等の経費を増額補正をするものでございます。行政手続支援業務委託料の22万の減額につきましては、書面規制、押印、対面規制の見直し支援事業でございます、事業費が確定しましたので減額をするものでございます。

続いて、4目の財産管理費をお願いします。植栽委託料の23万7,000円の増額でございます、個人の方から寄附申出がありました紅葉の苗木の植栽に係る経費でございます。これにつきましては、旧大山小学校跡地のほうに植栽を予定をいたしてございます。続いて、プレハブ倉庫の解体工事請負費46万2,000円の減額でございます。これは、神崎総合病院内のゆめ花館の横にあります簡易プレハブでございます、今年度に解体を予定をいたしておりました。特定非営利活動法人ゆめ花館が、ゆめ花館と併せまして使用されることとなりましたため、解体費を減額するものでございます。続いて、庁舎等施設改善工事請負費の34万円の増額でございます。これにつきましては、神崎支庁舎健康学習室の床の改修工事でございます、新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、木材価格が非常に高騰していることによりまして予算に不足が生じているということで増額計上をさせていただいております。続いて、財政調整基金積立金3,900万6,000円の減額でございます。今回の補正の財源調整のために減額するものでございまして、補正後の現在高の見込みは13億7,260万1,000円でございます。神河ふるさとづくり応援基金積立金は2,000万円の増額でございます、寄附件数、寄附金額の伸びによる見込みでございます。続いて、公共施設維持管理基金積立金は500万円の増額でございます、歳入のほうでも御説明しましたスキー場の使用料の繰延べ金を積み立てるものでございます。

続いて、5目の交通対策費でございます。看板設置等委託料として45万円の増額でございます。これにつきましては、各小学校、中学校の通学路における交通安全の注意喚起看板を製作するものでございます。

続いて、ペーパーのほうは13ページ、タブレットにつきましては14ページをお願いいたします。コミュニティバス運行委託料の372万円の増額でございます。新型コロナウイルスの感染症等の影響によりまして、利用客が減ったということで運賃収入が減少をいたしました。それから、運行経路の変更等で走行距離が増加したということにより費用が増加したということで、予算が不足する見込みになりましたので、補正計上を

させていただいてるものでございます。続いて、バス停設置費補助金 38万5,000円の増額でございまして、要綱を改正いたしまして利用者の利便性の向上、それから利用促進を目的といたしまして、バス停留所の整備を実施する集落等に対しまして補助をするものでございます。最高限度額は50万円で、対象事業費の2分の1以内の補助でございまして、今般の補正につきましては、旧大山小学校前のバス停整備に補助をするという予定をいたしてございます。続いて、地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金70万円の増額でございまして、これは、臨時交付金の事業者支援分の対応事業でございまして、公共交通事業者等の環境整備に係る経費といたしまして、そういった経費を補助していくというものでございます。続いて、交通安全対策基金積立金3,012万8,000円の追加は、新規策定されました基金条例により積立てをするものでございます。

続いて、6目の企画費でございまして、地域おこし協力隊員募集業務委託料77万3,000円の増額でございまして、2名の採用予定に係る増額補正をさせていただいてございます。続いて、機能性野菜の6次産業化事業補助金は6,200万円の減額でございまして、歳入のほうでも御説明しましたが、県等の農振農用地の除外手続の関係で、農地の追加取得等もございました。そういった関係で事業計画の見直しが生じまして、今年度の事業執行が困難になったため、その相当経費を減額するものでございます。また、補正財源の内訳のほうですが、地方債の創業支援補助金事業で940万円を減額し、一般財源に振替、また財源内訳のその他で、指定寄附金をかみかわブランド推進事業に30万円を充当し、一般財源から振替をいたしております。

続いて、8目諸費でございまして、過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の返還金22万円の増額でございまして、令和2年度事業実績の確定によるものでございます。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費でございまして、20万円の増額でございまして、マイナンバーカードの申請促進による出張受付の際のノベルティー代を計上するものでございます。

続いて、3款民生費でございまして、社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございまして、住宅改修等助成費、特別型でございまして、328万円の増額でございまして、申請件数の増加が見込まれることによるものでございます。繰出金の93万7,000円の増額につきましては、国保事業の特別会計、保険税軽減分が27万7,000円、保険者支援分が44万5,000円の増額でございまして、それから、介護保険事業特別会計は会計年度任用職員の賃金改定による人件費分を21万5,000円の増額補正でございまして、

続いて、2目の老人福祉費は、老人保護措置費292万7,000円の増額でございまして、歳入のほうで御説明をさせていただいたとおりでございまして、

続きまして、ペーパーのほうは14ページ、タブレットにつきましては15ページをお願いいたします。3目の心身障害者福祉費でございまして、3,375万9,000円の増額でございまして、障害者介護給付費2,803万7,000円、障害児介護給付費36

1万8,000円、障害児補装具購入費210万4,000円で、歳入で御説明をしたとおりでございます。

続きまして、7目の後期高齢者の医療費でございます。人間ドックの委託料8万2,000円の増額、それから75歳到達者の受診が増加したことによるものでございます。それから、広域連合共通経費分賦金202万8,000円の減額でございまして、令和2年度の会計決算に伴い減額するものでございます。特別会計の繰出金46万9,000円の減額は、安定負担金の確定によるものでございます。

続いて、1目の児童福祉総務費でございます。補正額の財源内訳につきまして、指定寄附金を縁結び事業に80万円充当し、一般財源から振替をいたしてございます。

続いて、2目の児童措置費でございます。児童手当の法改正システム改修委託料としまして390万5,000円の増額でございます。歳入で御説明をしたとおりでございます。

3目の保育所費、私立保育所運営費委託料150万7,000円の減額でございまして、入所取消し等、減員になったことによるものでございます。それから、一時預かり事業補助金は13万8,000円の増額でございまして、歳入のほうでも申し上げましたが、基準額の改正によるものでございます。続いて、私立施設型給付費負担金301万5,000円の増額でございまして、利用者負担額の減等によるものでございます。施設等利用給付費負担金22万2,000円の増額でございまして、認可外保育所利用料に係る利用者補助の増額でございます。

続きまして、4款衛生費でございます。1目の保健衛生総務費、公立神崎総合病院事業会計出資金300万円の減額でございます。地方債のほうで御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、ペーパーのほうは15ページ、タブレットにつきましては16ページのほうをお願いをいたします。5款農林水産業費、3目の農業振興費でございます。77万5,000円の増額で、人・農地問題解決推進事業に係るもので、歳入のほうで御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、6目地籍調査費は280万円の減額で、県営の事業費の決算見込みによるものでございます。

続いて、2目林業振興費でございます。森林経営管理意向調査業務委託料32万8,000円、町森林経営管理制度関連事業委託料96万8,000円の減額でございまして、これにつきましては事業費確定による減額でございます。続いて、林道補修工事請負費238万円の増額でございます。現在、実施しております林道橋、淵の石穴橋の断面補修工事でございます。施工数量が大幅に増加したため、予算に不足が生じるため、増額計上をさせていただいております。続いて、元気森もり活動推進事業補助金68万8,000円の増額でございまして、新たに要望が5件あって、うち3件につきましては集会所等のてんぐ巢病の対策、残りの2件は河川敷地内の竹やぶの整備をするというこ



とで聞いてございます。

続いて、ペーパーにつきましては16ページ、タブレットは17ページをお願いをいたします。6款商工費でございます。1目の商工振興費でございます。補正財源の内訳でございます、商店街のお買い物券・ポイントシール事業に係るものが事業縮小によりまして300万円減額になってございます。それから、新型コロナウイルス対策の商工業者への支援事業が10件分追加をいたしまして、これは逆に300万円の増額ということでございます。そういうところで、予算書のほうにはそういった項目の部分が説明欄のほうには出てきてませんが、補正財源の動きにつきましては先ほど申し上げたような内容でございます。

続いて、2目の観光振興費でございます。修繕料の39万8,000円の増額でございます、砥峰の自然交流館のトイレ2基ですが、オゾン循環ポンプの修繕を行う予定といたしております。それから、地域活性化イベント委託料として298万5,000円の減額でございます。コロナウイルスの感染症の影響もございまして、予定をいたしておりました高原アウトドアフェスが中止になったものでございます。続いて、観光施設事業者支援金2,100万円の増額でございます。これは地方創生の臨時交付金、事業者支援分に対応した事業でございます、人流抑制によりまして、入り込み客及び売上げ等が減少している観光事業者の事業継続を支援していくということで計上をさせていただいております。

続きまして、7款土木費でございます。1目の道路橋梁維持費は、財源内訳におきまして、地方債で御説明をいたしました峰山線の舗装修繕工事1,100万円を、辺地債から電源立地地域対策交付金に財源振替をいたすものでございます。交付金につきましては、取扱いとしまして、臨時一般財源扱いということになります。

2目道路橋梁新設改良費は、町道の作畑・新田線関係でございまして、各科目におきまして、実績見込みにより増減の補正をいたしてございます。

続いて、ペーパーは17ページ、タブレットにつきましては18ページをお願いをいたします。1目の住宅管理費でございます。特定空家等除却工事請負費438万3,000円の減額、それから、特定空家等除却事業補助金100万円の増額でございます、歳入のほうでも申し上げましたが、略式代執行を予定をいたしていた物件につきまして、事業補助金のほうによる除却に変更をいたすものでございます。

それから、続いて、2目の住宅建設費でございます。補正額の財源内訳でございます。指定寄附金を多自然居住推進事業に90万円充当し、一般財源から振替をするものでございます。

続きまして、9款の教育費でございます。2目の小学校教育振興費でございます。要保護及び準要保護児童援助費11万5,000円の増額でございます、支給要綱を一部改正いたしまして、オンライン通信費を支給することといたしてございます。

1目の中学校管理費の修繕料でございます。115万9,000円の減額でございます。

て、体育館の床の塗装工事費が確定しましたので、それによるものでございます。

それから、2目の中学校教育振興費につきましては、要保護及び準要保護生徒の援助費で15万5,000円の増額でございまして、小学校費のほうで御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、ペーパーのほうは18ページ、タブレットにつきましては19ページのほうをお願いをいたしたいと思っております。1目の社会教育総務費でございます。報償費42万、旅費15万5,000円の減額でございまして、埋蔵文化財緊急発掘調査事業の決算見込みによるものでございます。続いて、県指定文化財保存整備費等補助金50万2,000円の増額につきましては、徹心寺の本堂の屋根の修理に係るものでございます。

続いて、2目の公民館費でございます。91万1,000円の減額でございまして、図書等の除菌機を購入事業をいたしてございまして、その事業費が確定したことによるものでございます。

続いて、3目の社会教育施設運営費でございます。修繕料39万6,000円の増額、施設管理業務委託料16万2,000円の減額、児童センター改修工事請負費33万7,000円の減額でございまして、これらはきらきら館の施設管理における増減補正をいたしてございます。

1目保健体育総務費でございまして、120万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響でマラソン大会が中止になりましたので、そのことによる減額補正をいたしてございます。

ペーパーの20ページから23ページ、タブレットにつきましては21ページから24ページでございまして、これにつきましては給与費明細書、それから、ペーパーの24ページ、タブレットの25ページは新規事業の説明一覧表、それから、ペーパーの25ページ、タブレットの26ページは補正に伴う地方債の内訳でございます。御確認のほうをお願いいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっと今の説明、聞いてたつもりですけども、ちょっと聞き取れない部分がありまして、私のちょっと不徳とするところですけども、12ページ、歳出のところ、12ページの2款総務費、1、一般管理費ですね、1目の。その中の節の部分で、7の報償費、620万、記念品ですね。これは多分、ふるさと納税の返礼品じゃないかと思うんですけども、その分と、それから、11節の役務費の宅配便代ですね、これもふるさとに関係した分かなと思うんですけども、それと委託料ですね、ふるさと納税一括代行業務委託料、これは404万3,000

0円と、この3つの部分を合わせると、かなり1,400万余りになると思うんですけども、これに対してふるさと納税で入ってくる分については、幾らぐらいになるんでしょうか、見込みですね。ちょっともう一回教えていただけますか。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの小島議員の問いの、ページで言いますと12ページですね、の報償費、役務費、委託料のところでございますが、小島議員おっしゃるとおり、報償費につきましては、返礼品に対する町の支払い分、そして役務費の郵便料、それから宅配便代につきましても、これにつきましては、受領証の発行の際の郵便代でありますとか、返礼品の送付の宅配便代でありますとか、それから委託料につきましても、ふるさと納税の取扱事業者さんへの委託料ということで、確かに小島議員のおっしゃるとおりでございます。

これに対するふるさと納税の寄附は幾らかということでございますが、これがページで言いますと10ページの指定寄附金のところがございます、ふるさと納税の2,000万円の収入のところということになります。これまでの概要の説明といたしましては、大体返礼品は3割、あと事務費が2割程度あって、半分程度は町の資金になるというような御説明をさせてもらっております。これ、今も変わらないんですけれども、今年度初めて伊藤園のお茶関係の商品を返礼品で上げさせていただいたんですけれども、その中でどのぐらい出るかっていうのは非常に、今年初めてなものですから、この4月から10月ぐらいまでの見込みを、見込みというか実績を見まして、3月までの予定を組んだんです。そうしましたところ、やはり経費のほうが少し多めに組んどかないと、ちょっと予算がどう動いていくか分からないところがございまして、少し余分に組ませていただいたということでございます。したがって、問いにつきましては、小島議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税の関連の費用ということになります。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 分かりました、ありがとうございます。

それで、今のところざっと計算したところ、経費が、ここにつきましては約1,400万余り、まあ1,500万と見て、それから、それに対して2,000万から1,500万引くと約500万ぐらいの町への収入があるということになって、約4分の1になるんですけど、この比率は、かなり4分の1ということは半分よりも、半分の半分と大変少ないということで、これを増やしていくような手だては何か考えておられますでしょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。小島議員様のおっしゃる寄附金に対する経費の削減ということになるろうかと思いますが、先ほど少し申し上げましたとおり、恐らく決算ベースでは半分ぐらいにはなるのではないかなという見込みでおります。ただちょっと、先ほども言い訳のようにお答えをさせていただいたんですけれど

も、伊藤園のお茶がどうしても液体なものですから、当時の想定より少し輸送費が高くなるような動きになっております。そういうことで、宅配便代も補正をかけさせてもらっておりますけれども、少し高めのようになっております。

あと、経費のというか、寄附金に対する返礼品の、あとは量といいますかね、返礼品の額を抑えていくしかないということにはなるんですけれども、全国的に伊藤園さんのお茶を扱っておられる自治体がほかにもありますので、その自治体とのバランスも取りながらということになりますので、少し神河町だけで返礼品の額を変えていくというのは、少しちょっと難しいような状況でございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点お尋ねをしたいと思えます。

まず、予算書でいいますと16ページ、タブレットでは17ページになりますが、観光振興費の18節負担金、補助及び交付金で2,100万円、これは観光施設事業者支援金ということでございます。これは先ほどの指定管理の中でもちょっと質問させていただいた分に関連していくんじゃないかなというふうに想像はしとるんですけど、この分は臨時交付金を原資として、2,100万円の予算を計上されております。この2,100万円につきましては、一定のそれぞれ観光事業者に対する補助等の分を幾らか積算されてる中で計上されたのか、もしくは臨時交付金の額を見る中で2,100万円という予算計上されたのか、そのいずれかの分なのかということを1点お尋ねしたいと思えます。

それから、もう1点は、給与費明細です。予算書でいいますと22ページ以降ですね、一般職員とそれから会計年度任用職員との区分してある分のほうです。この中で、まず一般職員ですね、会計年度任用職員以外の職員の分です。この分については、それぞれ給与費、それから共済費等で減額となっております。ところが、給与費の減額の額と、共済費の減額の割合見ますと、かなり共済費が割合が高くなってるので、何か減額する要因があったんじゃないかと思えますので、その要因を1点教えていただきたいと思えます。

それから、イの会計年度任用職員です。これも25万4,000円、パートタイムのほうの会計年度任用職員ですが、25万4,000円現在よりも増えています。これは総務文教常任委員会で報告させていただきましたように、最低賃金の改定により増えた分がこの分なのか、それともそれ以外の要因があって、全体で25万4,000円増えたのか、その内容についてお答え願いたいと思えます。

○副議長（澤田 俊一君） それではまず、観光施設の支援の分について。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい

課、石橋です。三谷議員さんの質問にお答えします。

観光振興費、負担金、補助及び交付金で2,100万の分なんですけれども、25ページの新規事業の説明の中での対象事業者を想定しての実際の金額を計算して出してきた金額、2,100万円ということです。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、給与費明細書について。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。22ページの給与費明細のところの御質問でございますが、まず、給料の減額に対する共済費の割合が高いということでございますが、この共済費の算出につきましては、以前ですと、給与本俸に幾ら掛けて率ということになっとんですが、今、社会保険と同じように4月、5月、6月の給与総額といいますかね、支払い額に対する標準報酬月額のような算定で共済のほうも算定されるようになっております。ですから、当初予算で組んでいる、概算で組んでおるわけなんですけれども、それに対する今現在の3月までの見込みを出したときに、少し現実予算、当初に組んでいた予算よりも実際の見込みが少なくなってきたというようなことでございますので、実際には給与と共済費がぴちっと率で変動するというようなことでは今のところないでございますので、このような少し誤差が出てきておるということでございます。

それから、会計年度任用職員のトータルの給与費の額が25万4,000円ということになってございますが、これが最低賃金の引上げによるものかということでございます。これにつきましても、実はこれ、最低賃金に上がってくるものは恐らく、ざっとですけども、役場内でいうと50万ぐらいあるのではないかなというふうに思っております。ですが、この残りの部分につきましても、3月までのめどといいますか、概算を精査する中で、上がるもの、下がるものを精査した中で、トータルとして25万4,000円の増額になっているというように御理解をお願いをしたいなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。私が説明聞き漏らしておいたら申し訳ないんですけども、タブレット16ページの4款衛生費ですね、それで下水道の事業費の出資金を補助金に変更されてるんですけども、これはなぜこういった行為をされたのかというのを教えていただけますか。

○副議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。この後の下水の補正予算の中でも説明をさせていただこうと思っておりましたけども、減価償却の額が大幅に変わりましたので、その部分に充てる財源ということで、こちらのほうで補助をして

いただくということになってございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ちょっと小寺議員の質問の意図が十分伝わってないようですので、もう一度お願いできますか。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。すみません、私の意図が伝わってないというか、私の理解が足りないというか、いま一つ今の説明では分かりづらかったんですけども、要はその下水道での減価償却の額が増額したから、出資金、いわゆる資産の部分を減らして補助金のほうで補填するっていうことでよろしいですかね。

○副議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総です。そのとおりでございまして、23の投資及び出資金のほうは4条で受けるほうの繰入金になります。上の18節の負担金、補助金の下水道事業会計補助金、これが3条で受けるほうの金額でございまして。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

○議員（4番 小寺 俊輔君） はい。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第135号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 日程第20 第136号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第20、第136号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第136号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因の一番大きなものとしましては、医療費の伸びがございまして。今年度、春先から医療費全般が高い水準を推移しており、最近の5年間で比較すると最も高い額とな

る見込みであります。昨年度はコロナ禍による受診控えもありましたが、今年度はその傾向は見られず、受診者も増加しております。

次に、補正内容を簡単に申し上げます。歳入におきまして、保険給付費等普通交付金の増額、保険基盤安定繰入金の増額、職員給与費等繰入金の増額、財政安定化支援事業繰入金の増額、一般被保険者第三者納付金の増額。歳出では、最低賃金改定等に伴う人件費の増額、保険給付費の増額、財政調整基金積立金の減額、保険給付費等交付金償還金の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,401万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,423万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。ペーパーのほうは4ページ、タブレットは32ページになります。まず、歳入ですが、4款1項1目保険給付費等交付金は8,607万6,000円の増額です。町長の説明にもありましたように、本年度は療養給付費が高い水準で推移をしております。コロナ禍は続いておりますが、受診控えされていた方も病院に行かれるようになったこと、また1件、80万円以上の高額治療等を受けられてる被保険者も、10月末の数値ではありますが、入院、外来合わせて昨年度が92件に対しまして、今年度は128件と昨年度と比較して36件多く、率にいたしまして、139.1%の伸びとなっております。これら療養給付費に対する県からの普通交付金の増額を見込むものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金が保険税軽減額及び軽減が適用される被保険者数の確定に伴い52万8,000円の増額、職員給与費等繰入金は15万5,000円の増額で、これは今年度、担当職員の時間外勤務の時間数は昨年度よりも減っておるわけですが、人事異動によりまして、時間外単価が若干上がっておりまして、手当額が不足するものでございます。財政安定化支援事業繰入金は、交付税算入額確定によりまして、3万9,000円の増額でございます。

8款2項1目第三者納付金は、第三者行為による医療給付分の損害賠償金、内容は交通事故でございますが、721万9,000円の増額でございます。

次に、5ページ、そしてタブレットは33ページをお願いします。1款1項1目一般管理費は、報酬、職員手当等で22万円の増額でございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、保険適用の療養給付費、いわゆる現物給付分8,562万7,000円の

増額。3目一般被保険者療養費は、補装具等の個人負担分への補填、いわゆる現金給付分で44万9,000円の増額、これら医療費等の伸びによるものでございます。

5款1項1目財政調整基金積立金は49万8,000円の減額、6款1項2目県支出金返納金は、歳入のほうで申し上げた第三者納付金として県へ返納するもので、821万9,000円の増額でございます。

ペーパーのほう6ページから8ページまで、またタブレットは34ページから36ページまでが給与費明細書でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんでしょうか。栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ただいまの説明で、高額医療の分がかなり増えているということなんですが、どのような病名っていうんですか、が増えているかちょっと教えてください。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。やはり、三大疾病と言われる心臓疾患、具体的に言えば心筋梗塞であるとか、また、がん、具体的には脳腫瘍の患者様、また、脳血管疾患、脳卒中等のこういった病気で、こういった高額療養が必要となっておりますのでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

本議案につきましては、総務文教常任委員会に審査を付託しました第135号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第21 第137号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第21、第137号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第137号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでござ



ざいます。

補正の内容は、歳入におきまして、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額、被保険者の年金受給額の修正等による保険料還付金の増額。歳出では、保険基盤安定負担金が確定したことによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額、被保険者の年金受給額の修正等による保険料還付金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,639万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

本議案についても、第136号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第22 第138号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第22、第138号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第138号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、第2号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因としましては、最低賃金改定等に伴う人件費の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億296万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

本議案についても、第136号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 2 3 第 1 3 9 号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 2 3、第 1 3 9 号議案、令和 3 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 3 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的支出の予定額で、職員の異動及び最低賃金改定等により人件費の補正要因が生じたことによるもので、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引き当て繰入額の増額、合計で 2 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正をいたしており、同額予備費を減額いたしております。

次に、予算第 4 条の資本的支出の予定額で、建設改良費の事務費、人件費の補正で、法定福利費を定時決定等に伴う標準報酬月額の変更により、4 万 1, 0 0 0 円の減額補正を行います。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 7, 2 0 4 万 4, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を 1 2 万 1, 0 0 0 円増額し、3, 9 0 1 万 7, 0 0 0 円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 1 3 9 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 3 9 号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第 2 4 第 1 4 0 号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 2 4、第 1 4 0 号議案、令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第140号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額で、令和2年度取得資産の実績に改めたため、減価償却費の1,989万4,000円の増額、最低賃金改定等に伴う人件費の補正で、報酬の3,000円の増額、それに伴い、他会計負担金を962万1,000円、長期前受金戻入を1,027万6,000円増額しております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額で、建設改良費、事務費の人件費の補正で、法定福利費を定時決定等に伴う標準報酬月額の変更により5万6,000円の増額、上小田処理区・南小田処理区統廃合工事の社会資本整備総合交付金を8,000万円追加要望いたしましたので、その事業費に係る収入として、企業債4,000万円、国庫補助金4,000万円の増額、支出として工事請負費を8,000万円増額いたしております。また、3条の他会計負担金を増額したため、4条の一般会計負担金962万1,000円を減額し、一般会計からの繰入れ総額が変わらないようにしております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,732万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を5万9,000円増額し、4,135万8,000円といたします。以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第140号議案、令和3年度下水道事業会計補正予算（第2号）の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

まず、タブレットで67ページをお願いいたします。紙ベースで5ページでございます。3条予算の減価償却費の増額補正ですが、9月定例会の令和2年度決算認定後、減価償却費の上半期の会計処理を行った時点で、当初予定額と大きな差があることが判明をいたしました。昨年度は大河内処理場と大山処理場の長寿命化工事が完了し、多くの機器設備の更新があり、資産の大きな異動がありました。その結果、予定以上の減価償却費の増額となり、今年度3月の下半期処理までに補正する必要が生じたため、増額補正を行います。

また、タブレットで65ページ、紙ベースで3ページの収入では、人件費と減価償却

費の増額分に係る補填財源を他会計負担金と長期前受金戻入といたしますので、その分の増額補正を行い、一般会計からの繰入額の総額を変えないように、タブレットでは68ページ、紙ベースで6ページになりますけども、4条の一般会計負担金を減額補正を行ってございます。

なお、先ほど質問を受けました一般会計の下水道事業会計補助金と金額が違っておりますけども、これは6月の定例会で行いました1号補正のときに、一般会計の振替を行っていませんでしたので、今回の補正に併せて振替をいたしますので、そのために金額が違うということでございます。

続いて、タブレットで69ページ、紙ベースで7ページを御覧ください。4条予算の資本的支出、施設費、工事請負費は、国土交通省から11月10日に社会資本総合交付金の追加執行可能額の調査がありまして、今年度実施をしております上小田処理区と南小田処理区の接続工事の続きとしまして、8,000万円の追加要望をいたしました。そのための増額補正を行います。

また、タブレットで68ページ、紙ベースで6ページの資本的収入では、その財源として企業債と国庫補助金を同額増額補正をしております。この要望額が全額採択になれば、上小田処理区と南小田処理区につなぐ管の工事は、ほぼ全延長完了する予定で、マンホールポンプ1か所が残るのみとなります。令和4年度にその分につきましては要望を予定してございます。採択の結果は12月中には判明する予定でございます。

以上で、令和3年度町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、説明お願いしたいと思います。

先ほど減価償却費が大きく増えたという要因ですね、これについては、資産の異動という表現をされましたので、これは当初予算を積算するときに、見込んでいた資産よりもたくさん増えた、もしくは本来、処分すべき予定の資産が減ったという部分と、もう一つは減価償却期間の違いというんですか、そういうのあって2つのことが考えられるんですけど、今の説明ですと、明らかに資産というんか、減価償却関係なしに資産の取得が増えた、もしくは処分する資産が減った、そのように理解しとってよろしいですか。

○副議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 説明をさせていただいたとおり、昨年度大きな工事が完了しました。毎年この減価償却費を積算するのに、前年度の実績をもって予算に充てております。今までは大きな事業がなくて、減価償却もそうですし、除却の金額が大きかったんで、その予算内で全て減価償却が行われていたわけなんですけども、昨年度は

大きな資産の異動、増額になる分の資産がありましたので、その部分、当初から見込んでおればよかったんですけども、毎年の恒例のように減価償却の費用を前年度の実績として上げておりましたので、このような補正が生じてございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案につきましても、第136号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第25 第141号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第25、第141号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第141号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、第2号補正以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、新型コロナウイルス感染症対策事業の国県補助金の増額による収入の補正と職員異動に伴う人件費の補正、そして経費において修繕費の増額補正が主なものでございます。また、資本的収入の一般会計からの出資金のうち過疎債分について、一部減額するものでございます。

次に、補正内容を簡単に申し上げます。まず、収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目補助金について、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る県補助金1億3,326万5,000円と、国庫補助金725万円、計1億4,051万5,000円を増額し、病院事業収益合計を35億7,187万1,000円とします。

次に、収益的支出ですが、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費を803万5,000円減額、3目経費、10節修繕費で700万円増額、4項予備費で1,000万円増額し、病院事業費用合計で896万5,000円を増額し、35億2,350万1,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入、2項出資金、1目一般会計出資金のうち過疎債分について300万円を減額いたします。

次に、3項補助金、1目補助金について、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金で769万9,000円を増額いたします。このことにより、資本的収入合計で469万9,000円を増額し、1億8,220万8,000円とするものでございます。資本的支出

については、このたびの補正はございません。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を21億8,531万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、収益的収入から詳細説明をさせていただきますので、ペーパーでは3ページ、タブレットでは77ページをお願いいたします。

まず、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目補助金ですが、県補助金、国庫補助金とも新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。県補助金の補正額1億3,326万5,000円の内訳は4種類の補助金でございます。1つ目は入院病床の確保補助金1億1,476万1,000円の増で、本年4月以降のコロナ患者さん受入れのための病床を確保するための補助金でございます。2つ目、入院医療機関支援事業補助金385万2,000円で、コロナ患者さん受入れに伴う支援補助金でございます。3つ目、発熱等診療・検査医療機関等運営支援事業補助金6万円で、ゴールデンウィーク中の体制確保のための補助金でございます。4つ目、ワクチン個別接種促進支援事業補助金1,459万2,000円でございます。

次に、国庫補助金でございますが、感染拡大防止・医療提供体制の確保支援補助金として725万円を受け入れ、補正させていただくものでございます。

以上のとおり、国及び県補助金合計で1億4,051万5,000円を増額し、病院事業収益の総額を35億7,187万1,000円といたします。

次に、ペーパーで4ページ、タブレットで78ページをお願いいたします。収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費ですが、職員の異動等を要因とする給与費の補正で、803万5,000円の減額でございます。

次に、ペーパーで6ページ、タブレットで80ページをお願いいたします。3目経費、10節修繕費ですが、医療器械修理費用として700万円を増額補正させていただきます。

次に、4項予備費ですが、当初予算において100万円を計上いたしました。当初予算においては、収入、支出ともかなりシビアに積算する中での計上とさせていただきましたが、今後、年度末を迎えていく中で、想定し難い支出も出てこようかと予想されます。現時点において支出予定はありませんけれども、公営企業として安定的に事業を推進するために、予備的に1,000万円を増額計上させていただくものでございます。病院事業費用について、以上3点で896万5,000円を増額し、総額を35億2,350

万1,000円といたします。

次に、資本的収入でございます。ペーパーで7ページ、タブレットで81ページをお願いいたします。1款資本的収入、2項出資金、1目一般会計出資金について、過疎債分を300万円減額するものでございます。これは医療器械購入分の2分の1を過疎債分として計上しておりましたが、医療器械の購入費用がおおよそ100万円未満の器械については過疎債の対象から除外されると県からの指示があったことを受けて、300万円を減額するものでございます。

次に、2項補助金、1目県補助金について、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として、769万9,000円の増額でございます。これは、本年度において新型コロナウイルス感染症等の検査機器を更新購入した費用770万円が全額補助金として措置されたものでございます。このことにより、資本的収入合計で769万9,000円を増額し、1億8,220万8,000円とするものでございます。資本的支出については、このたびの補正はございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。少しだけお尋ねします。

紙ベースの6ページで、3目の経費の中で、下のほうですね、医療器械修理と700万ありますけれども、これどんな器械の何の修理なのかお分かりでしょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。修繕費の700万円の増額補正のことと存じます。

10月に入りまして、放射線技術科のデジタルエックス線テレビシステム1台が故障いたしまして、その器械を修理をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） デジタル機器ということですけど、それは購入からもう何年か古いんでしょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。修繕した器械につきましては、購入後9年が経過しておりまして、新規購入の場合は3,500万円から4,000万円必要でございました。このたび修理で、今後五、六年は使用が可能であるというふうなことでございます。また、この器械については2台保有をしておりますが、このたびの修理に伴う部品取りで、もう1台の保有機器も故障した場合、対

応ができるということですので、転用できるものと考えております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

本議案についても、第136号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

## 日程第26 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

○副議長（澤田 俊一君） 日程第26、神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

神河町選挙管理委員会委員長から、選挙管理委員会委員及び同補充員が令和3年12月8日に任期満了となる旨、通知がありました。よって、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

ここで再度お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

それでは、まず選挙管理委員会委員として、次の4名の方を指名いたします。詳細につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

田中洋一氏、岸田眞砂美氏、辻井光明氏、足立昌子氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中洋一氏、岸田眞砂美氏、辻井光明氏、足立昌子氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員として、次の4名の方を指名いたします。第1順位、片岡さとみ氏、第2順位、木下隆生氏、第3順位、難波千咲子氏、第4順位、山名實良氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました、第1順位、片岡さとみ氏、第2順位、木下隆生氏、第3順位、難波千咲子氏、第4順位、山名實良氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

---

○副議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から15日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から15日まで休会と決定しました。

次の本会議は12月16日、午前9時30分再開といたします。

本日はこれにて散会とします。お疲れさまでした。

午後4時17分散会

---